官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（経済産業七七）　二
〔法規的告示〕
○障害者福祉システムに関して内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項の一部を改正する件（内閣府・厚生労働八）　二
〔その他告示〕
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一六三〇）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一三〇六～一三〇八、一三一三、一三一四）　三
○航空交通情報の提供に関する業務を行う機関のうち、航空交通情報圏の種子島情報圏、屋久島情報圏、喜界情報圏、徳之島情報圏、沖永良部情報圏及び与論情報圏に係る内容並びに民間訓練試験空域のＫＳ11―1及びＫＳ11―2に係る内容を変更する件（同一三〇九）　四
○航空情報を提供する場所のうち、航空情報を口頭（無線電話によるものに限る。）により提供する場所を変更する件（同一三一〇）　五
○建設業法に基づく登録監理技術者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（同一三一一）　五
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（同一三一二）　五
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁一八、一九）　六
○都市計画に関する件（関東地方整備局二三四、二三五）　六
○道路に関する件（中部地方整備局七三、七四）　七
○道路に関する件（九州地方整備局一〇二、一〇三）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
法務省　会計検査院　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（兵庫労働局最低賃金公示六）　七
基本測量関係事項公告（国土交通省）　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
〔公　告〕
諸　事　項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　二九

省　令

○経済産業省令第七十七号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）及び物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）第三条第一項第一号ロ及びハの規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月二十九日

経済産業大臣　赤澤　亮正

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の二**　機構の行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～十八　（略） 十九　機構法第十五条第一項第二十号に規定する受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二十二条及び第二十六条に規定する業務に関する事項 二十～二十七　（略） （施行令第三条第一項第一号ロの経済産業省令で定める基準） **第二十七条**　施行令第三条第一項第一号ロの経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　受託中小企業振興法第七条第二項に規定する承認計画（次号及び第三号において単に「承認計画」という。）に従って共同で事業を行う者の数が四人以上であること。 二　受託中小企業振興法第五条第一項に規定する中小受託事業者等が同項に規定する団体である場合には、承認計画に従って共同で事業を行う者の三分の二以上が当該団体の構成員である中小受託事業者であること。 三　中小受託事業者等が、承認計画に従って共同で振興事業を行うために必要な施設を整備するものであること。 四　（略） （施行令第三条第一項第一号ハの経済産業省令で定める基準） **第二十七条の二**　施行令第三条第一項第一号ハの経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　（略） 二　認定総合効率化計画に従って共同で事業を行う者の三分の二以上が物流効率化法第七条第一項に規定する認定総合効率化事業者（物流効率化法第四条第五号に規定する中小企業者であるものに限る。以下「認定中小総合効率化事業者」という。）であること。 三・四　（略）	（業務方法書の記載事項） **第一条の二**　機構の行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～十八　（略） 十九　機構法第十五条第一項第二十号に規定する受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二十二条及び第二十五条に規定する業務に関する事項 二十～二十七　（略） （施行令第三条第一項第一号ロの経済産業省令で定める基準） **第二十七条**　施行令第三条第一項第一号ロの経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第七条第二項に規定する承認計画（次号及び第三号において単に「承認計画」という。）に従って共同で事業を行う者の数が四人以上であること。 二　下請中小企業振興法第五条第一項に規定する下請事業者等が同項に規定する団体である場合には、承認計画に従って共同で事業を行う者の三分の二以上が当該団体の構成員である下請事業者であること。 三　下請事業者等が、承認計画に従って共同で振興事業を行うために必要な施設を整備するものであること。 四　（略） （施行令第三条第一項第一号ハの経済産業省令で定める基準） **第二十七条の二**　施行令第三条第一項第一号ハの経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　（略） 二　認定総合効率化計画に従って共同で事業を行う者の三分の二以上が物流効率化法第七条第一項に規定する認定総合効率化事業者（物流効率化法第四条第十七号に規定する中小企業者であるものに限る。以下「認定中小総合効率化事業者」という。）であること。 三・四　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十七条の二の改正規定は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。

法規的告示

○内閣府　厚生労働省告示第八号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令（令和八年内閣府・厚生労働省令第十六号）第四条及び第五条の規定に基づき、障害者福祉システムに関して内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（令和八年内閣府・厚生労働省告示第五号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

厚生労働大臣　上野賢一郎

別表第一及び別表第三を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページに掲載する。）

その他告示

○農林水産省告示第千六百三十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年農林水産省告示第千八百三十二号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年十月二十九日

農林水産大臣　武部　新

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一・第二　（略）	第一・第二　（略）
第三　まいわし太平洋系群	第三　まいわし太平洋系群
一　（略）	一　（略）
二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）
法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
（単位：トン）	（単位：トン）
都道府県 / 都道府県別漁獲可能量 （略） / （略） 三重県 / 16,800 （略） / （略）	都道府県 / 都道府県別漁獲可能量 （略） / （略） 三重県 / 13,800 （略） / （略）
三　（略）	三　（略）
第四～第八　（略）	第四～第八　（略）

○国土交通省告示第千三百六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十九日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中川（二）

二　砂防法第二条の土地の表示

兵庫県美方郡香美町小代区城山の区域内の土地のうち、次の一点から三十六点までを順次結んだ線及び一点と三十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°27′33.3959″	134°32′08.0199″
2	35°27′33.0884″	134°32′06.9367″
3	35°27′33.1599″	134°32′06.3715″
4	35°27′34.5851″	134°32′06.0122″
5	35°27′34.8864″	134°32′07.4932″
6	35°27′34.5550″	134°32′08.2607″
7	35°27′35.1082″	134°32′09.1367″
8	35°27′35.9528″	134°32′09.8023″
9	35°27′36.6645″	134°32′10.2675″
10	35°27′36.6342″	134°32′11.9141″
11	35°27′37.2099″	134°32′12.3500″
12	35°27′37.8323″	134°32′13.4905″
13	35°27′38.2763″	134°32′14.1863″
14	35°27′38.2558″	134°32′14.3504″
15	35°27′38.0925″	134°32′14.4613″
16	35°27′38.0049″	134°32′14.4417″
17	35°27′37.9334″	134°32′14.2746″
18	35°27′37.8943″	134°32′14.1513″
19	35°27′37.8513″	134°32′14.0551″
20	35°27′37.7147″	134°32′13.9141″
21	35°27′37.6211″	134°32′13.8717″
22	35°27′37.5727″	134°32′13.8553″
23	35°27′37.5395″	134°32′13.8545″
24	35°27′37.5233″	134°32′13.7224″
25	35°27′37.0684″	134°32′13.3787″
26	35°27′37.0455″	134°32′12.8540″
27	35°27′35.9563″	134°32′12.0871″
28	35°27′36.2720″	134°32′11.5377″
29	35°27′36.1930″	134°32′10.7244″
30	35°27′35.7630″	134°32′10.3190″
31	35°27′35.1907″	134°32′09.8712″
32	35°27′34.6067″	134°32′09.2532″
33	35°27′34.4488″	134°32′09.4146″
34	35°27′34.1978″	134°32′09.3412″
35	35°27′33.9591″	134°32′09.0646″
36	35°27′33.9463″	134°32′08.4660″

○国土交通省告示第千三百七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十九日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

水船谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

福岡県久留米市田主丸町森部の区域内の土地のうち、次の一点から四点までを順次結んだ線、四点と五点を地徳森部Ｔ六号線で結んだ線、五点と六点を結んだ道路敷に沿って結んだ線、六点を令和八年国土交通省告示第千八百三十二号で定した土地の境界線に沿って結んだ線及び一点と一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°19′38.5288″	130°43′10.9175″
2	33°19′39.3618″	130°43′11.1722″
3	33°19′39.6075″	130°43′11.1335″
4	33°19′40.0911″	130°43′10.8762″
5	33°19′40.2434″	130°43′11.1203″
6	33°19′40.0223″	130°43′11.2463″

○国土交通省告示第千三百八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十九日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

水戸谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県宍粟市波賀町斉木

字上水戸　一二七三番　一号及び六号
一二七一番　八号
一二七二番　九号
一二五八番三三　十二号及び十三号
一二五八番三〇　十一号
地先水路敷　十四号から十九号まで、二十一号及び二十二号
一二六八番　二十号
一二六七番　二十三号
一二六四番　二十四号、二十五号及び四十二号から四十八号まで
一二六〇番　二十六号及び二十七号
一二七八番　二十九号及び三十七号から四十一号まで
一二七九番　二十八号及び三十号
一二八〇番　三十一号、三十五号及び三十六号
地先道路敷　三十二号
一二八一番　三十三号
地先道路敷　三十四号
一二八六番一一　二号から四号まで
一二八六番八　五号
一二八六番一七　七号
一二八六番一九　十号

字漆谷

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中村川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県宍粟市波賀町斉木

字金彦　一一六六番　一号、二号及び十五号
一一七六番　三号、十二号及び十三号
一一七六番　四号
地先水路敷　五号及び十一号
一一七八番　六号及び七号
一一七九番　八号から十号まで
地先道路敷　十四号
一一七九番　十六号
一一九四番一〇　十七号から二十号まで
一一九四番一四　二十一号及び二十二号
一一九四番一七　二十三号から二十八号まで
一一九四番一二　二十九号及び三十号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

越屋川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県宍粟市千種町岩野辺

字徳久　二六五四番三〇　一号
二六五四番一　二号から六号まで

字越峠

二五八二番三二　七号
二五八二番四九　八号
二五八二番二六　九号から十四号まで
二五八二番二二　十五号
二五八二番一九　十六号及び十七号
二五六六番　十八号及び二十六号
二五六七番三　十九号
二五六七番四　二十号から二十二号まで
二五八二番七　二十三号から二十五号まで

○国土交通省告示第千三百九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条の二第三項の規定に基づき指定した航空法第九十六条の二第一項及び第二項の規定による規制が適用される時間並びに航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二条の四の規定に基づき定めた航空交通情報の提供に関する業務を行う機関のうち、航空交通情報圏の種子島情報圏、屋久島情報圏、喜界情報圏、徳之島情報圏、沖永良部情報圏及び与論情報圏に係る内容並びに民間訓練試験空域のＫＳ11－１及びＫＳ11－２に係る内容を次のように変更し、令和八年十二月一日から適用する。

令和八年十月二十九日

国土交通大臣　井林　辰憲

【航空交通情報圏に係る内容】

航空交通情報圏の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適用時間
種子島情報圏	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、新千歳空港事務所）	8時30分から18時30分まで
屋久島情報圏	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、新千歳空港事務所）	8時30分から19時30分まで
喜界情報圏	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、新千歳空港事務所）	4月から9月までの8時30分から18時30分まで及び10月から翌年の3月までの8時30分から17時30分まで
徳之島情報圏	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、新千歳空港事務所）	8時30分から19時30分まで
沖永良部情報圏	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、新千歳空港事務所）	4月から9月までの8時30分から18時30分まで及び10月から翌年の3月までの8時30分から17時30分まで
与論情報圏	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、新千歳空港事務所）	4月から9月までの8時30分から18時30分まで及び10月から翌年の3月までの8時30分から17時30分まで

【民間訓練試験空域に係る内容】

民間訓練試験空域の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適用時間
ＫＳ11－１	福岡空港事務所	24時間
ＫＳ11－２	福岡空港事務所	24時間

○国土交通省告示第千三百十号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の二第二項の規定に基づき告示で定めた航空情報を提供する場所のうち、航空情報を口頭（無線電話によるものに限る。）により提供する場所を次のように変更し、令和八年十二月一日から適用する。

令和八年十月二十九日

国土交通大臣　井林　辰憲

提供する場所	所在地
新千歳空港事務所	北海道千歳市　新千歳空港内
花巻空港出張所	岩手県花巻市　花巻空港内
山形空港出張所	山形県東根市　山形空港内
福島空港出張所	福島県石川郡　福島空港内
成田空港事務所	千葉県成田市　成田国際空港内
静岡空港出張所	静岡県牧之原市　静岡空港内
大阪空港事務所	大阪府豊中市　大阪国際空港内
南紀白浜空港出張所	和歌山県西牟婁郡　南紀白浜空港内
出雲空港出張所	島根県出雲市　出雲空港内
山口宇部空港出張所	山口県宇部市　山口宇部空港内
福岡空港事務所	福岡県福岡市　福岡空港内

○国土交通省告示第千三百十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条の十一の規定により、同法第二十六条の八第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第二十六条の二十三第二号の規定により、公示する。

令和八年十月二十九日

国土交通大臣　井林　辰憲

(一)　登録番号　一

(二)　登録講習実施機関の氏名又は名称　一般財団法人　全国建設研修センター

(三)　登録講習実施機関の変更後の代表者の氏名　福田　由貴

○国土交通省告示第千三百十二号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の九の規定により、同規則第十八条の六第二項第二号に掲げる事項について変更の届出があったので、同規則第十八条の十八第二号の規定により、公示する。

令和八年十月二十九日

国土交通大臣　井林　辰憲

(一)　登録番号　06

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称　一般社団法人　日本トンネル専門工事業協会

(三)　変更後の登録基幹技能者講習事務を行う者の住所　東京都港区芝公園三丁目五番二十二号　機械振興会館別館二〇二号室

(四)　変更後の登録基幹技能者講習事務を行う事務所の所在地　東京都港区芝公園三丁目五番二十二号　機械振興会館別館二〇二号室

(五)　変更年月日　令和八年十一月一日

○国土交通省告示第千三百十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十九日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　といのり沢

二　砂防法第二条の土地の表示　静岡県静岡市駿河区丸子の区域内の土地のうち、次の一点から二十四点までを順次結んだ線及び一点と二十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°56′47.2173″	138°19′39.2817″
2	34°56′46.7968″	138°19′38.1277″
3	34°56′47.4215″	138°19′37.5146″
4	34°56′48.3263″	138°19′37.9533″
5	34°56′49.9256″	138°19′36.3541″
6	34°56′49.9371″	138°19′34.4218″
7	34°56′48.4925″	138°19′34.5999″
8	34°56′47.9894″	138°19′33.4085″
9	34°56′47.0483″	138°19′32.5604″
10	34°56′46.4710″	138°19′31.2073″
11	34°56′46.1530″	138°19′30.6849″
12	34°56′45.0965″	138°19′29.3955″
13	34°56′45.6235″	138°19′26.8515″
14	34°56′47.1704″	138°19′27.6117″
15	34°56′48.4995″	138°19′27.8919″
16	34°56′51.3397″	138°19′29.5014″
17	34°56′52.0143″	138°19′31.7884″
18	34°56′51.1343″	138°19′33.9748″
19	34°56′50.5848″	138°19′34.8950″
20	34°56′50.8161″	138°19′36.3814″
21	34°56′49.5786″	138°19′37.8621″
22	34°56′48.2580″	138°19′38.6658″
23	34°56′47.4647″	138°19′38.3030″
24	34°56′47.5005″	138°19′39.1350″

○国土交通省告示第千三百十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十九日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　清流沢

二　砂防法第二条の土地の表示　静岡県静岡市駿河区丸子の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°56′46.7968″	138°19′38.1276″
2	34°56′45.9243″	138°19′38.3795″
3	34°56′42.8937″	138°19′36.0463″
4	34°56′42.6276″	138°19′33.1760″
5	34°56′43.6561″	138°19′31.4407″
6	34°56′45.0966″	138°19′29.3954″
7	34°56′46.1530″	138°19′30.6848″
8	34°56′46.4711″	138°19′31.2072″
9	34°56′47.0483″	138°19′32.5603″
10	34°56′47.9895″	138°19′33.4084″
11	34°56′48.4924″	138°19′34.5998″
12	34°56′48.5651″	138°19′35.5343″
13	34°56′47.4215″	138°19′37.5145″

○観光庁告示第十八号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、次の登録研修機関から代表者の氏名、住所及び研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年十月二十九日

観光庁長官　木村　典央

（一）名鉄観光サービス株式会社（登録研修機関第六号）

一　研修業務を行う事務所の名称の変更

変更前	名鉄観光サービス株式会社経営企画部
変更後	名鉄観光サービス株式会社経営管理部

二　変更の年月日　令和四年六月二十二日

（二）株式会社ジーエフ（登録研修機関第五十六号）

一　代表者の氏名の変更

変更前	伊藤　篤子
変更後	佐藤まちこ

二　変更の年月日　令和六年十二月一日

（三）株式会社読売旅行（登録研修機関第十六号）

一　住所の変更

変更前	東京都中央区築地二丁目五番三号
変更後	東京都中央区銀座二丁目三番十二号

二　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都中央区築地二丁目五番三号
変更後	東京都中央区銀座二丁目三番十二号

三　変更の年月日　令和七年二月二十五日

（四）株式会社読売旅行（登録研修機関第十六号）

一　代表者の氏名の変更

変更前	貞広　貴志
変更後	岩上　秀憲

二　変更の年月日　令和七年六月十一日

（五）株式会社ＪＴＢ（登録研修機関第三十八号）

一　住所の変更

変更前	東京都品川区東品川二丁目三番十一号
変更後	東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

二　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都品川区東品川二丁目三番十一号
変更後	東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

三　変更の年月日　令和八年五月七日

（六）一般社団法人川口市旅行観光協会（登録研修機関第八十一号）

一　代表者の氏名の変更

変更前	今井　雅彦
変更後	伊藤　淳一

二　変更の年月日　令和八年五月二十五日

（七）一般社団法人全国農協観光協会（登録研修機関第十三号）

一　代表者の氏名の変更

変更前	篠原　未治
変更後	村本　佳宜

二　変更の年月日　令和八年六月十日

（八）株式会社ＪＴＢ（登録研修機関第三十八号）

一　代表者の氏名の変更

変更前	山北栄二郎
変更後	青海　友

二　変更の年月日　令和八年六月三十日

○観光庁告示第十九号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二十九条において準用する同法第十二条の十七の規定に基づき、一般社団法人全国農協観光協会（登録研修機関第五号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第二十九条において準用する同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年十月二十九日

観光庁長官　木村　典央

一　代表者の氏名の変更

変更前	篠原　未治
変更後	村本　佳宜

二　変更の年月日　令和八年六月十日

○関東地方整備局告示第二百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月二十九日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年関東地方整備局告示第百十八号松本都市計画道路事業三・四・十一号宮渕新橋北小松線

三　事業施行期間　自平成二十六年三月二十七日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月二十九日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年関東地方整備局告示第二百六十八号伊那都市計画道路事業三・三・一号環状北線、三・四・六号竜東線及び三・四・三十五号中央北町線

三　事業施行期間　自平成三十年十二月十八日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十九日

中部地方整備局長　西村　拓

一　供用開始の区間

路線名　沼津市大塚字井口五五四番二から同市大塚字福部阿原七六三番二まで

図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○中部地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十九日

中部地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
下呂市門原字牧ケ平五五五番一から同市三原字カメガイシ五三五番一まで	前	ＢＡ　一二・八七～二〇・四四　五七・二四（メートル）　一四三・四四（キロメートル）	三・〇九七	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　一二・八七～二〇・四四　五七・二四　一四三・四四	二・八七六	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○九州地方整備局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十九日　九州地方整備局長　森下　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百九十七号	長崎県東彼杵郡波佐見町村木郷字大木場山五〇六番七から同町村木郷字似田ノ尾一六一四番二まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年十月三十日

○九州地方整備局告示第百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十九日から二週間九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十九日　九州地方整備局長　森下　博之

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四百九十七号

㈢　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
長崎県東彼杵郡波佐見町村木郷字大木場山五〇六番七から同町村木郷字似田ノ尾一六一四番二まで	四二・〇七～五三・八二メートル	〇・〇六六キロメートル

㈣　指定する期日　令和八年十月二十九日

国会事項

衆議院

議決通知

十月二十七日築山事務総長から石井裁判官弾劾裁判所裁判長及び伊藤参議院事務総長宛、本院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

小泉　龍司（葉梨康弘の補欠）

同予備員

第一　石田　真敏（細野豪志の補欠）

又同日築山事務総長から上川裁判官訴追委員会委員長及び伊藤参議院事務総長宛、本院は裁判官訴追委員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

裁判官訴追委員

井上　信治（井出庸生の補欠）

渡辺　博道（藤原崇の補欠）

同予備員

第三　宮路　拓馬（塩崎彰久の補欠）

第五　岸　信千世（保岡宏武の補欠）

又同日本院は原子力委員会委員長に越塚誠一を、同委員に直井洋介を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は公安審査委員会委員に島田耕一及び十時希代子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

選出通知

十月二十七日本院は検察官適格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選挙した旨内閣に通知した。

検察官適格審査会委員

あべ　俊子

同予備委員

田畑　裕明（あべ俊子の予備委員）

神田　潤一（高村正大の予備委員）

指名通知

十月二十七日本院は国土審議会委員に衆議院議員津島淳を指名した旨内閣に通知した。

又同日本院は国土開発幹線自動車道建設会議委員に衆議院議員梶山弘志を指名した旨内閣に通知した。

委員推薦通知

十月二十七日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

（北海道開発分科会）　和田　義明

（豪雪地帯対策分科会）　上田　英俊

木村　次郎

金子　容三

長谷川淳二

（離島振興対策分科会）　加藤　竜祥

質問書提出

十月二十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

いわゆる消費税減税法案に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

答弁書受領

十月二十七日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員田村智子外三名提出政府提出の「消費税・支援金法案」に関する質問に対する答弁書

参議院

質問主意書提出

十月二十七日議員から次の質問主意書が提出された。

村山談話における「国策を誤り」との認識及び植民地支配の対象に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一四号）

人事異動

法務省

（京都地方検察庁交通部長）検事　和田　裕己

東京高等検察庁検事に配置換する

（大阪高等検察庁検事）同　栗原　恵

京都地方検察庁検事に配置換する

京都地方検察庁交通部長を命ずる（以上十月二十六日）

会計検査院

（アジア大洋州局南部アジア部南東アジア第一課地域調整官）外務事務官　中野卯一郎

会計検査院事務官（事務総長官房調査課国際業務室長）に転任させる

（事務総長官房調査課国際業務室長）会計検査院事務官　礒　雅子

外務省に出向させる（以上十月二十八日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、高知県において開催されているよさこい高知文化祭二〇二六（第四十一回国民文化祭及び第二十六回全国障害者芸術・文化祭）に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、十月二十五日午前九時三十分御出門、同県へ行幸啓、同月二十六日午後九時十一分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、チェコの国祭日につき、十月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

兵庫労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月29日　兵庫労働局長　金成　真一

第４号中「１時間1,150円」を「１時間1,206円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年10月29日

国土交通大臣　井林　辰憲

種類	実施時期	区域	摘要
基盤地図情報 ・測量の基準点 ・海岸線 ・行政区画の境界線及び代表点 ・道路縁 ・軌道の中心線 ・標高点 ・水涯線 ・建築物の外周線 ・市町村の町若しくは字の境界線及び代表点 ・街区の境界線及び代表点	令和８年度	全国	令和８年10月版

備考　地図の提供開始日　令和８年10月30日

上記の基盤地図情報は、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第２項及び地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第18条第２項に基づき、インターネットによる無償提供を行う。新たに基本測量の測量成果を得た区域は、国土地理院基盤地図情報サイト（https://www.gsi.go.jp/kiban/）において供する。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、和歌山労働局の関係労働者を代表する者山本龍一の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和８年10月29日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の労働者が加入している労働者の団体であって、和歌山労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　令和８年11月10日

4　推薦書及び添付書類提出先　和歌山労働局労働基準部労災補償課

様式

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

(注)１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

（備考）

１　提出部数は正副２通とすること。

２　履歴書２通を添付すること。

今般、愛知労働局の関係労働者を代表する者古瀬賢人の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格のある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和８年10月29日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者の団体であって、愛知労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　令和８年11月12日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　愛知労働局職業安定部職業安定課

別紙様式

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

(注)１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諏訪簡

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第３０１５号

長崎県諫早市幸町79番12－605号　クレシア幸

申立人　堀内　幸子

本籍長崎県雲仙市吾妻町永中名280番地

最後の住所長崎県雲仙市吾妻町永中名280番地

死亡の場所長崎県雲仙市

死亡年月日推定令和７年12月10日

出生の場所長崎県南高来郡吾妻村

出生年月日昭和29年12月28日

職業無職　　被相続人　亡　堀内　正也

長崎県諫早市上町３－14　上町ビル２階　上村基貴法律事務所

相続財産清算人　弁護士　上村　基貴

催告期間満了日　令和９年５月15日

長崎家庭裁判所　　島原支部

令和８年（家）第２１７号

鹿児島市山下町11番１号

申立人　鹿児島市

本籍大阪府東大阪市宝持四丁目10番

最後の住所大阪市東住吉区桑津二丁目14番12号

死亡の場所大阪府大阪市住吉区

死亡年月日令和元年10月27日

出生の場所鹿児島県日置郡郡山村

出生年月日昭和10年５月４日

職業不明　　被相続人　亡　重久　光義

鹿児島市大黒町４番20号　プレジールビル201号いづろ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　鑪野　孝清

催告期間満了日　令和９年５月15日

鹿児島家庭裁判所

令和８年（家）第８１１９９号
京都市南区久世中久世町三丁目３４番地２　カサベルデ桂川２０２
申立人　中村　大樹
本籍大阪府枚方市西船橋一丁目２６番
最後の住所大阪府枚方市西船橋一丁目２６番１１号
死亡の場所大阪府枚方市
死亡年月日令和８年１月３日
出生の場所茨城県水海道市
出生年月日昭和４９年３月４日
職業　無職　　被相続人　亡　中村　久代
住所　大阪市北区西天満４丁目１番１５号　西天満内藤ビル７０１
相続財産清算人　弁護士　李　義
催告期間満了日　令和９年５月３１日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第４０３００号
札幌市豊平区月寒東５条15丁目１番17号
申立人　佐々木琢至
本籍北海道札幌市手稲区曙９条２丁目１番
最後の住所札幌市手稲区手稲山口550番地２　北都病院
死亡の場所北海道札幌市手稲区
死亡年月日令和８年５月27日
出生の場所北海道旭川市
出生年月日昭和45年12月12日
職業無職　　被相続人　亡　大谷　幸弘
札幌市中央区南１条西11丁目327番地８　ＲＩＣＨ南１条ビル６階弁護士法人竹村合同法律事務所札幌事務所
相続財産清算人　弁護士　清水　友香
催告期間満了日　令和９年６月４日
札幌家庭裁判所

令和８年（家）第４０３１２号
北海道茅部郡森町字常盤町159番地10キャピタルレジデンスＢ号棟203号室
申立人　蛯子　拓也
本籍北海道茅部郡森町字森川町10番地10
最後の住所札幌市中央区南８条西７丁目1036番地安藤マンション６号
死亡の場所北海道札幌市中央区
死亡年月日令和７年８月２日頃
出生の場所北海道茅部郡森町
出生年月日昭和23年２月13日
職業不明　　被相続人　亡　蛯子　君江
札幌市中央区北１条西９丁目３番地27　第三古久根ビル５階札幌あすかぜ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　川北　映輔
催告期間満了日　令和９年６月４日
札幌家庭裁判所

令和８年（家）第８１２４６号
大阪府池田市旭丘二丁目１番３３号
申立人　草深　英二
本籍三重県津市榮町一丁目２０３番地
最後の住所大阪府池田市旭丘二丁目１番３３号
死亡の場所大阪府池田市
死亡年月日昭和５４年１月３日
出生の場所不明
出生年月日明治３３年１０月６日
職業　無職　　被相続人　亡　草深　みすへ
住所　大阪府茨木市園田町６－１フィールド・アン３階
相続財産清算人　弁護士　眞並　万里江
催告期間満了日　令和９年５月３１日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第９１９８号
北九州市小倉北区金田２丁目６番４号　リーガルタワー２階
申立人　石井　衆介
本籍北九州市小倉南区徳力１丁目20番地103
最後の住所北九州市小倉南区若園４丁目３番５号
死亡の場所北九州市小倉南区
死亡年月日令和８年３月10日
出生の場所鹿児島県出水郡三笠村
出生年月日昭和16年12月27日
職業無職　被相続人　亡　原田　初代
事務所北九州市小倉北区金田２丁目６番４号　リーガルタワー２階
相続財産清算人　弁護士　石井　衆介
催告期間満了日　令和９年５月17日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和８年（家）第７２２０９号
東京都世田谷区豪徳寺２丁目２４番７号
申立人　豪徳寺
本籍東京都世田谷区豪徳寺１丁目２０５８番地
最後の住所東京都世田谷区豪徳寺１丁目２番５号
死亡の場所東京都世田谷区
死亡年月日推定令和７年１２月２１日
出生の場所東京府東京市世田谷区
出生年月日昭和１２年３月１６日
職業　不明　被相続人　亡　齋藤　泰璋
事務所　東京都港区虎ノ門１丁目１５番１２号　日本ガス協会ビル５階
ＬＭ虎ノ門南法律事務所
相続財産清算人　弁護士　曽根　翼
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第２１２１号
大阪市北区西天満１－２－５　大阪ＪＡビル12階
申立人　洞　　良隆
本籍大阪府高石市羽衣二丁目53４番地
最後の住所大阪府岸和田市池尻町72２番地の29
死亡の場所大阪府岸和田市
死亡年月日令和５年10月１日
出生の場所大阪府泉北郡高石町
出生年月日昭和26年10月４日
職業　不明　　被相続人　亡　藤井　英一
大阪市北区西天満１－２－５　大阪ＪＡビル12階
相続財産清算人　弁護士　洞　　良隆
催告期間満了日　令和９年６月１日
大阪家庭裁判所岸和田支部

令和８年（家）第１００４６号
石川県加賀市山中温泉上原町ヨ302番地
申立人　相　明美
本籍石川県白山市出合島町92番地
最後の住所石川県金沢市玉鉾１丁目168番地　松本ビル・201号
死亡の場所石川県金沢市
死亡年月日令和２年１月29日推定午前
出生の場所石川県能美郡久常村
出生年月日昭和28年９月29日
職業不明　　被相続人　亡　金森　孝之
事務所石川県金沢市南町４－55　ＷＡＫＩＴＡ金沢ビル５階　金沢・百万石通り法律事務所
相続財産清算人　弁護士　南川　泰則
催告期間満了日　令和９年５月14日
金沢家庭裁判所

令和８年（家）第５０１９号
熊本県玉名郡玉東町木葉７５９
申立人　玉東町長　前田　移津行
本籍熊本県玉名郡玉東町大字稲佐５１１番地
最後の住所熊本県玉名郡玉東町大字稲佐５１６番地１
死亡の場所熊本県玉名郡玉東町
死亡年月日令和７年６月２３日
出生の場所熊本県玉名郡玉東町
出生年月日昭和２７年１１月１０日
職業無職　　被相続人　亡　井上英俊
事務所熊本県人吉市西間下町１３２－１第２サンマリーンビル２Ｆみのだ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　蓑田　啓悟
催告期間満了日　令和９年５月１４日
熊本家庭裁判所玉名支部

令和８年（家）第３０１５号
福岡県八女市黒木町本分173番地２
申立人　田島　静子
本籍福岡県八女市黒木町今1474番地
最後の住所福岡県八女市本2936番地１
死亡の場所福岡県八女市
死亡年月日令和７年２月11日頃から20日頃までの間
出生の場所福岡県八女郡黒木町
出生年月日昭和33年12月28日
職業不明　　被相続人　亡　宮﨑　末明
事務所　福岡県久留米市櫛原町81－10　大石法律事務所
相続財産清算人　弁護士　山口高志郎
催告期間満了日　令和９年５月17日
福岡家庭裁判所八女支部

令和８年（家）第２６４１号
東京都港区港南２丁目15番３号
申立人　アルヒ債権回収株式会社
本籍富山県富山市蓮町２丁目41番地３
最後の住所富山市蓮町２丁目５番43号
死亡の場所富山県富山市
死亡年月日令和７年９月26日
出生の場所富山県富山市
出生年月日昭和23年６月24日
職業不明　　被相続人　亡　杉本　順子
富山市布瀬町南３－11－19
相続財産清算人　弁護士　大浦　清和
催告期間満了日　令和９年５月10日
富山家庭裁判所

令和８年（家）第４０８３２号
横浜市中区本町６丁目５２番地本町アンバービル６階
申立人　塩崎　博一
本籍　東京都大田区大森北４丁目１０４番地
最後の住所　横浜市旭区上川井町５７８番地２赤枝病院
死亡の場所　神奈川県横浜市旭区
死亡年月日　令和８年７月７日
出生の場所　東京都大田区
出生年月日　昭和４４年８月７日
職業　無職　被相続人　亡　高橋　万里子
事務所　横浜市中区弁天通４－５２ナインティー横浜６階
相続財産清算人　弁護士　西田　智行
催告期間満了日　令和９年５月１７日
横浜家庭裁判所

令和８年（家）第１１４６号
高知市長尾山町４２番地７
申立人　猪原　愛弥
本籍高知県吾川郡仁淀川町寺村１３５９番地
最後の住所高知市長尾山町４２番地７
死亡の場所高知県高知市
死亡年月日令和８年３月８日
出生の場所高知県高知市
出生年月日昭和３２年７月２２日
職業　無職　被相続人　亡　片岡　康子
事務所　高知市薊野北町２丁目１番３１号１０１号
相続財産清算人　司法書士　清水　敏博
催告期間満了日　令和９年５月１４日
高知家庭裁判所

令和８年（家）第１０２５８号
静岡県藤枝市高田721－3
申立人　大石　節江
本籍静岡県島田市中河998番地1
最後の住所静岡県島田市中河998番地の1
死亡の場所静岡県島田市
死亡年月日令和６年５月31日
出生の場所静岡県安倍郡大河内村
出生年月日昭和14年10月31日
職業　不詳　被相続人　亡　築地　長太郎
静岡市葵区伝馬町16－７シルクスクエア本館３階　静岡向日葵法律事務所
相続財産清算人　弁護士　寺崎　翔己
催告期間満了日　令和９年５月31日
静岡家庭裁判所島田出張所

令和８年（家）第２０４１号
山形県東田川郡三川町大字押切新田字歌枕25番地
申立人　丸山　誠司
本籍神奈川県横須賀市馬堀海岸１丁目22番地15
最後の住所山形県鶴岡市藤島字川向75番地
死亡の場所山形県鶴岡市
死亡年月日令和７年10月12日
出生の場所山形県東田川郡藤島町
出生年月日昭和22年２月15日
職業無職
被相続人　亡　小野寺　博
山形県鶴岡市馬場町８番13号鶴岡商工会議所会館４階　静香法律事務所
相続財産清算人　弁護士　加藤　静香
催告期間満了日　令和９年５月20日
山形家庭裁判所鶴岡支部

令和８年（家）第２０８３号
徳島県徳島市南出来島町１丁目44番地
申立人　元廣　武志
本籍高知県高知市桜井町二丁目488番地
最後の住所徳島県徳島市川内町榎瀬502番地の44
死亡の場所徳島県徳島市
死亡年月日令和７年１月27日
出生の場所東京府東京市四谷区
出生年月日昭和２年３月31日
職業　元大学教授　被相続人　亡　長澤　隆子
徳島県徳島市南出来島町１丁目44番地
相続財産清算人　司法書士　元廣　武志
催告期間満了日　令和９年５月15日
徳島家庭裁判所

令和８年（家）第７２１３１号
東京都練馬区貫井３丁目８番４－９０４号
申立人　寺岡　咲希
本籍東京都中野区新井１丁目２０番地
最後の住所東京都中野区新井１丁目２番２０号
死亡の場所東京都杉並区
死亡年月日令和３年５月２９日
出生の場所東京都港区
出生年月日昭和２４年２月１１日
職業　自営業　被相続人　亡　寺岡　和紀
事務所　東京都新宿区市谷本村町２番１１号外濠スカイビル５階　四谷外濠法律事務所
相続財産清算人　弁護士　小川　宏
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第５０３０号
岡山県総社市東阿曽1021番地
申立人　菅原　和沙
本籍岡山県総社市東阿曽1021番地
最後の住所岡山県総社市東阿曽1021番地
死亡の場所岡山県岡山市北区
死亡年月日推定令和７年12月30日
出生の場所山梨県甲府市
出生年月日昭和58年11月13日
職業農業　被相続人　亡　菅原　龍一
岡山県浅口市金光町大谷445番地２養老法律事務所
相続財産清算人　弁護士　養老　良則
催告期間満了日　令和９年５月10日
岡山家庭裁判所倉敷支部

令和８年（家）第９０６７７号
東京都あきる野市草花１０９６
申立人　高﨑　賢治
本籍東京都立川市曙町一丁目２９番
最後の住所東京都立川市上砂町一丁目３番地の２０
死亡の場所東京都立川市
死亡年月日令和８年１月３０日
出生の場所東京市荏原区
出生年月日昭和１６年４月７日
職業　不明　被相続人　亡　中村　美子
事務所　東京都小平市小川町１－３４１－５３サンライズ青梅橋１０２　野火法律事務所
相続財産清算人　弁護士　古庄　野火
催告期間満了日　令和９年５月１０日
東京家庭裁判所立川支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和８年（へ）第１号
大阪府大阪市西区新町４丁目１３番９号
申立人　株式会社春日井
代表者代表取締役　春日井明徳
権利を争う旨の申述の終期　令和９年１月２２日
令和８年１０月１日
下関簡易裁判所

（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＥ21099
金額　445,398円
支払期日　令和8年11月5日
支払地　下関市
支払場所　株式会社山口銀行彦島支店
振出日　令和8年7月31日
振出地　下関市
振出人　株式会社下関船舶艤装　代表取締役　岡本さとみ
受取人　申立人
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和８年（家）第４４８号
北海道北見市川東66番地５
申立人　藤田　龍一
本籍北海道北見市川東66番地
最後の住所北海道北見市川東66番地
不在者　法量　亮子
昭和31年12月８日生
届出期間満了日　令和９年２月６日
釧路家庭裁判所北見支部

令和７年（家）第６２２４号
埼玉県熊谷市妻沼小島2022番地
申立人　赤石　直枝
本籍群馬県太田市下田島町339番地
最後の住所群馬県太田市新井町185番地１ライオンズマンション太田608号
不在者　久保田千種
昭和11年９月27日生
届出期間満了日　令和９年２月５日
前橋家庭裁判所太田支部

令和８年（家）第９５号
北九州市若松区今光２丁目８番16－403号
申立人　村上　実
本籍北九州市若松区宮丸１丁目464番地
最後の住所不詳
不在者　村上　克彦
昭和21年11月22日生
届出期間満了日　令和９年２月５日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和８年（家）第７０６１号
千葉県柏市柏２－６－７佐山ビル３階弁護士法人千代田オーク法律事務所柏支所
申立人　亡奥村忠相続財産清算人弁護士角田崇彦
本籍京都府京都市上京区東洞院通三条上る曇華院前町15番
最後の住所不明
不在者　平田　君ゆ
明治８年11月３日生
届出期間満了日　令和９年２月５日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第４４７９号
東京都八王子市川口町1494番地24
申立人　川上　和弘
本籍長崎県五島市本窯町32番地
最後の住所不明
不在者　山口　　明
昭和32年９月17日生
届出期間満了日　令和９年２月５日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第３７１２号
岩手県和賀郡西和賀町沢内字大野５地割76番地
申立人　髙橋　邦子
本籍岩手県北上市村崎野20地割198番地12
最後の住所東京都板橋区赤塚３丁目37番６号ＫＡハイム102
不在者　髙橋　眞澄
昭和29年３月23日生
届出期間満了日　令和９年２月５日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第７８８８号
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野３丁目４番地２
申立人　市川　昌代
本籍埼玉県春日部市粕壁１丁目6280番地
最後の住所東京都北区中里町41２番地
不在者　市川　有史
昭和８年１月26日生
届出期間満了日　令和９年２月５日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第５１２８号
東京都足立区千住1丁目33番1号
申立人　李　　在寛
国籍韓国
最後の住所東京都足立区千住中居町23番10号ルピナス布川101
不在者　李　　昌英
西暦1982年3月30日生
届出期間満了日　令和9年2月5日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第６７２３号
神奈川県横須賀市武5－3－8
申立人　高間　昌美
国籍アメリカ合衆国（日本国籍喪失時の本籍静岡県賀茂郡東伊豆町稲取2500番地）
最後の住所アメリカ合衆国アラスカ州アンカレジ市バックスターテラスサークル7070
不在者　八代謙一郎（ＫＥＮＩＣＨＩＲＯ　ＹＡＳＨＩＲＯ）
西暦1941年4月3日生
届出期間満了日　令和9年2月5日
東京家庭裁判所

失踪宣告

令和７年（家）第７２６号
本籍岐阜県大垣市島町２３６番地１
最後の住所岐阜県大垣市島町２３６番地１
県営住宅　Ａ１１４
不在者　鈴木　昭平
昭和１０年１２月１８日生
令和８年９月１９日失踪宣告審判確定
岐阜家庭裁判所大垣支部裁判所書記官

令和８年（家）第９号
本籍岩手県一関市千厩町磐清水字島越15番地2
最後の住所不明
不在者　千葉　春雄
昭和８年３月17日生
令和８年９月16日失踪宣告審判確定
盛岡家庭裁判所一関支部
裁判所書記官

令和７年（家）第224号
本籍長崎県佐世保市宇久町平1860番地
最後の住所不明
不在者　烏山　四郎
昭和３年１月28日生
令和８年10月１日失踪宣告審判確定
長崎家庭裁判所佐世保支部
裁判所書記官

失踪宣告取消

令和８年（家）第５０１９号
本籍東京都葛飾区南水元３丁目３番
住所東京都葛飾区金町６丁目３番５号　パイン　センターハイツ金町503号
申立人（失踪者）　小林　加代
昭和51年８月11日生
令和８年10月１日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和8年（へ）第2号
東京都中央区銀座2丁目16番10号
申立人　ヤマト運輸株式会社
代表者代表取締役　阿波　誠一
権利を争う旨の申述の終期　令和8年10月1日
令和8年10月2日
東大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録
小切手　　1通
小切手番号　Ｇ43098
金額　244,838円
支払人　株式会社紀陽銀行八尾南支店
支払地　大阪府八尾市
振出日　白地
振出地　大阪府八尾市
振出人　ディンク株式会社　代表取締役社長　礒部　　薫
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第７２号
青森県三戸郡五戸町字西ノ沢６番地１
債務者　株式会社グローバルフィールド
代表者代表取締役　保坂　梨恵
１　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　　薫
４　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前11時
青森地方裁判所十和田支部

令和８年（フ）第１６９号
千葉県旭市三川3605番地１
債務者　ＨＥＮＧＳ　ＪＡＰＡＮ株式会社
代表者代表取締役　范　拾セン
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　合間　　利
４　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時30分
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１９６号
富山市下赤江町二丁目11番12―203号Ｓｉｖａ Ｇ
債務者　株式会社ＯＮＺＥ
代表者代表取締役　寺﨑　祐輔
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　志田　祐義
４　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後２時
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１４２号
札幌市中央区大通西17丁目１番20号
債務者　株式会社セイ・プレイス
代表者代表清算人　黛　圭二郎
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　星加　美佳
４　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時30分
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２７号
静岡県下田市一丁目８番７号
債務者　静洋化成株式会社
代表者代表取締役　髙橋　晃信
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　雅直
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午後３時
静岡地方裁判所下田支部

令和８年（フ）第２３７号
愛知県豊橋市広小路三丁目54番地１（1503）
債務者　株式会社ギフト
代表者代表取締役　倉地　類人
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　　尚
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２９９号
奈良県生駒郡平群町西宮三丁目12番10号
債務者　医療法人清澄会
代表者理事長　太田　啓介
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石黒　良彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午前10時20分
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９０４号
東京都西東京市田無町四丁目18番地７号エスポワール武蔵野102号室
債務者　上野株式会社
代表者代表取締役　上野　智也
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳原　桑子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２９５号
金沢市久安５丁目252番地
債務者　金沢住宅販売株式会社
代表者代表取締役　山崎　　了
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　俊文
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時15分
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８４号
静岡県湖西市新居町中之郷92番地の７
債務者　株式会社猫の手
代表者代表取締役　宮脇　典子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢田　宗介
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３３２号
盛岡市上飯岡７地割67番地１
債務者　サンステップ株式会社
代表者代表取締役　三塚　訓男
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　佑哉
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１４９号
栃木県小山市横倉新田315番地38
債務者　株式会社ダブル・エー・ピー
代表者代表取締役　髙梨明紀雄
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福永　峰和
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第９５号
岡山県勝田郡勝央町平1276番地１
債務者　有限会社真輝
代表者取締役　松浦真美江
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武政　祥子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第２０８号
山形市南栄町２丁目７番22号
債務者　株式会社東八
代表者代表取締役　東海林　誠
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青柳　紀子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時45分
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７０号
新潟県長岡市原町１丁目１番地22
債務者　株式会社重山がくぶち
代表者代表取締役　重山　郁雄
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　充
4　破産債権の届出期間　令和８年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時30分
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第２５７号
奈良県橿原市葛本町224番地の２
債務者　有限会社光倭
代表者代表取締役　沢田　卓也
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙谷　政史
4　破産債権の届出期間　令和８年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後１時30分
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２３８号
三重県四日市市新正四丁目７番６号
債務者　株式会社ファインフーズ
代表者代表取締役　高井　雅也
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　悠希
4　破産債権の届出期間　令和８年12月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時45分
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１４号
島根県益田市遠田町87番地６
債務者　株式会社ＫＵＲＹＵ
代表者代表取締役　竹野内　貢
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽柴　貴宏
4　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
松江地方裁判所益田支部

令和８年（フ）第２３３号
兵庫県宝塚市山本野里一丁目１番12号
債務者　松宝服飾有限会社
代表者取締役　松倉　徳勇
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳山　育弘
4　破産債権の届出期間　令和８年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午前11時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第４３６号
鹿児島市宇宿八丁目13番20号
債務者　合同会社シェアハンド
代表者代表社員　上村　公隆
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場美紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後１時30分
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１１９号
新潟県阿賀野市安野町３番30号
債務者　有限会社衣や吉澤
代表者代表取締役　吉澤　　徹
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　一洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前11時
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第７４９号
京都市南区唐橋西平垣町35番地
債務者　株式会社リンクアーク
代表者代表取締役　佐藤　光将
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮﨑　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０１１号
広島市中区大手町１－１－20相生橋ビル７階Ａ号室
債務者　株式会社キャンプドアーズ
代表者代表取締役　金城　正宗
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後３時
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８２４号
北九州市小倉南区西水町９番17号
債務者　合同会社翔和テック
代表者代表社員　木下　昇治
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝隈　朱絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後１時30分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１０６号
長崎県大村市竹松町728番地１
債務者　株式会社マツシタ
代表者代表取締役　松下　浩三
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青野　　悠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第２７１号
岡山県浅口市鴨方町本庄1817番地
債務者　有限会社田口建設
代表者取締役　田口由美子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大植　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時15分
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２３５号
愛知県豊橋市中浜町22番地
債務者　有限会社ビューティパルコ東海
代表者代表取締役　佐藤　浩二
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水ちはる
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第５２９０号
大阪府茨木市真砂２丁目14番10号
債務者　株式会社ライフタイム
代表者代表取締役　矢内孝一郎
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　昌史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時40分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４４２号
名古屋市中区二の丸１丁目３　金シャチ横丁宗春ゾーン東Ａ３
債務者　合同会社ムーブフォワード
代表者代表社員　正木　夏美
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻原　文孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４６９号
京都市山科区西野山中臣町26番地107
債務者　株式会社毎信
代表者代表取締役　髙田　恭輔
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時15分
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３７２号
沖縄県那覇市久茂地一丁目１番１号９階
債務者　株式会社ＡｄＲｉｓｅ
代表者代表取締役　塩見　賢人
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松崎　暁史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時30分
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第５４５９号
大阪市東住吉区東田辺１丁目５番６号
債務者　株式会社Ｄｅｓｓｅ
代表者代表取締役　齋藤　嗣男
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　容洙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時20分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６７号
兵庫県尼崎市上坂部二丁目19番２号
債務者　満尾工業株式会社
代表者代表取締役　満尾　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊田　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時30分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２２２２号
横浜市中区伊勢佐木町７－148第一西山ビル202
債務者　株式会社Ｆｕｔｕｒｉｓｍ
代表者代表取締役　佐藤　智史
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野澤　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時10分
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５６４５号
大阪市此花区梅香１丁目14番３号
債務者　株式会社ＤＩＳＣＯＭ
代表者代表取締役　菊池　賢治
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時50分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６７９号
熊本県宇城市豊野町巣林1439番地１
債務者　株式会社日の出屋
代表者代表取締役　瀬戸　良尚
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　宏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時30分
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第７５号
宮城県白石市福岡深谷字名無沢１番地の15
債務者　有限会社なかよし産業
代表者代表取締役　中目　伍士
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴見　聡志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前11時30分
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第２５４６号
名古屋市北区中丸町１丁目１番地　中丸団地３棟801号
債務者　株式会社Ｆｉｒｓｔ　Ｉｎ　Ｔｒｕｓｔ
代表者代表取締役　小川　大世
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　秋元　隆弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０５６号
京都府宇治市槇島町目川142―１
債務者　株式会社千代
代表者代表取締役　千代　信之
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩本　　生
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６７１号
熊本市東区小山２丁目６番82号
債務者　株式会社ひまわり建設
代表者代表取締役　堀田　康隆
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮﨑　耕平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後２時
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１１７０号
宮城県多賀城市大代五丁目６―25
債務者　株式会社Ｎｏａ
代表者代表取締役　尾上　　圭
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森田　純也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時30分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２７２号
三重県四日市市大字塩浜373番地４
債務者　合同会社琉球松
代表者代表社員　浦崎　太一
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中嶋　　豊
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時15分
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２５１号
福島県須賀川市長沼字桶田11番地
債務者　荒川木材工業株式会社
代表者代表取締役　荒川　健司
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柾谷　智徳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時30分
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第３６５号
埼玉県熊谷市筑波３―53ダイコー第２ビル40Ａ、商業登記簿上の本店所在地埼玉県行田市藤原町三丁目３―１
債務者　株式会社飯岡パーツ
代表者取締役　飯岡　竜也
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下三佐子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後１時10分
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２５９号
青森市大字石江字平山２番地548
債務者　合同会社ＩＮＴＥＲＬＡＣＥ　ＤＥＳＩＧＮ
代表者代表社員　木田けい子
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹中　　孝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時30分
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８３７号
京都府相楽郡精華町精華台五丁目１―１エースジャパン内
債務者　ミヤコ流通株式会社
代表者代表取締役　吉田　幸子
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥田　尚彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前11時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３０３号
福井市問屋町四丁目821番地
債務者　株式会社アイ
代表者代表取締役　齋藤　俊之
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安藤　　健
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前10時
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５７５号
静岡市清水区下野北14番15号
債務者　株式会社美希工建
代表者代表取締役　渡邉　雄次
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊東　達也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前11時20分
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５４３４号
大阪府大東市浜町10番12号堤マンション307号室
債務者　株式会社すうき
代表者代表清算人　継野　勇一
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西　　祐亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時50分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３８８号
名古屋市守山区大森３丁目609番地の２
債務者　ｗｉｔｈ株式会社
代表者代表取締役　片岡さつき
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西尾　亮一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７５号
北海道旭川市豊岡12条３丁目４番５号
債務者　藤盛　徹也
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大石　剛史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後４時30分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５２号
三重県松阪市嬉野井之上町211番地１
債務者　中山商運有限会社
代表者取締役　中山　　豊
１　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　直井　　剛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時15分
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４１３３号
大阪府豊中市東寺内町17番７―302号
債務者　第一通商株式会社
代表者代表取締役　畑　　正博
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北井　　歩
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時50分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６１６号
埼玉県北葛飾郡松伏町松伏1960番地１
債務者　有限会社三幸コーポレーション
代表者代表取締役　内山　　進
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡本　泰典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後２時40分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３５９号
埼玉県深谷市武川312番地４
債務者　株式会社スタートライン
代表者代表取締役　塩原　康義
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　保岡　哲也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時45分
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２８８号
青森市大字駒込字月見野23番地１
債務者　有限会社上戸石材商事
代表者取締役　上戸　健司
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　礒　裕一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前11時30分
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７０１号
埼玉県南埼玉郡宮代町本田一丁目４番23号
債務者　株式会社ティーエムオーみやしろ
代表者代表取締役　坂巻　喜作
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荒木　直人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時40分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２０７６号
札幌市豊平区月寒東５条10丁目４番11―203号
債務者　室町プラスチック・スチール株式会社
代表者代表取締役　鎌鹿　博次
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田島麻紀子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前11時
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８９号
香川県丸亀市垂水町1764番地２
債務者　株式会社大栄興業
代表者代表取締役　山崎　翔
１　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　仙頭　真希子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後２時
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第２０２３号
札幌市白石区東米里2029番地１
債務者　株式会社ＳＫ工業
代表者代表取締役　岩﨑　秀幸
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中島　完
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２４０２号
横浜市港南区日野中央１丁目10番16号
債務者　株式会社瀧澤捺染
代表者代表取締役　瀧澤　　靖
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野田　侑希
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前11時50分
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２１６号
愛知県春日井市大手町１丁目154
債務者　原興業株式会社
代表者代表取締役　原　　庸介
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　陽児
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後２時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７１７号
埼玉県新座市堀ノ内二丁目３番14号
債務者　有限会社平建設
代表者取締役　永沼　　平
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　櫻井　雄一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後３時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３０１号
石川県かほく市木津ニ11番地６
債務者　東和加整株式会社
代表者代表取締役　福居　　潤
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　麻生　小夜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午前10時
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０６号
福井県越前市深草二丁目３番３号、事業所福井県越前市深草二丁目39―５
債務者　株式会社カマヤ食品
代表者代表取締役　鎌谷　昭裕
１　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩本　雄太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前10時10分
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４３８号
滋賀県長浜市八幡中山町950番地の１
債務者　株式会社京岩神前殿
代表者代表取締役　和田　洋典
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西村　一彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月３日午前11時
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４３９号
滋賀県長浜市高月町柏原393番地
債務者　株式会社ＫＹＯＩＷＡ
代表者代表取締役　和田　洋典
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西村　一彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月３日午前11時
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５３２８号
大阪市東淀川区下新庄５丁目２番15号
債務者　株式会社田中製作所
代表者代表取締役　田中　正勝
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾島　史賢
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第５３号
宮崎県日南市星倉一丁目６番地１　２Ｆ
債務者　平山　賢司
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　町元　真也
４　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
５　一般調査期間　令和８年12月28日から令和９年１月８日まで
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期間の満了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（フ）第２３６号
岡山県倉敷市玉島柏島3280番地１、転居前の住所岡山県倉敷市呼松１丁目８番15号
債務者　鍛示　哲也
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　周東　秀成
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時45分
５　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２４２号
岡山県倉敷市新倉敷駅前３丁目54番地　サンコーポ小野５号
債務者　坂藤　義伸
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長谷川　威
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１８６８号
横浜市港南区上永谷２丁目22番13号
債務者　金澤　奈緒
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤川　祐美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後２時10分
５　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４１２号
横浜市南区永田東１丁目28番12―208号
債務者　伊東　大輔
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉橋　昂輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８９号
岡山県津山市山北621番地12
債務者　戸川美由紀
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第７７号
香川県高松市飯田町99番地９　パストラル飯田２号地、前住所香川県坂出市川津町6073番地１
債務者　中村　優之
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　節代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第７８号
香川県高松市飯田町99番地９　パストラル飯田２号地、前住所香川県坂出市川津町6073番地１
債務者　中村　理香
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　節代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第１１４号
長崎県諫早市久山台91番地２
債務者　山下　麻美
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　基貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第２１９号
群馬県前橋市下小出町一丁目６番地21　グランフォルク下小出Ａ
債務者　橋詰　博明
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石渡　啓介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３１１号
群馬県前橋市六供町一丁目72番地28　六供之殿　シルバー棟
債務者　わんこのくらしこと　大園朱夏（旧姓稗田）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　妙子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３１２号
群馬県前橋市朝日町一丁目15番３号
債務者　田部　和彦
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田　祐助
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２４５４号
横浜市緑区中山５丁目11番８号　さつきハイツ202号
債務者　田中　　薫
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前11時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５５０号
新潟市東区有楽１丁目２番地２
債務者　ブーランジェ　ルクールこと和田　隆
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　淳哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後３時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９０号
香川県丸亀市郡家町416―１シャーメゾン郡家Ａ棟201号、住民票上の住所香川県丸亀市垂水町1764番地２
債務者　山崎　　翔
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仙頭　真希子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第７２号
福岡県田川市大字伊田4978番地　松原２区松原団地26―３―３
債務者　逢坂　希奈（旧姓永元）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤　　雅人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第７４号
福岡県田川市大字伊加利1948番地35、住民票上の住所福岡県田川市大字伊加利1948番地36
債務者　今泉　沙織
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福間　亮介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第１１１号
長崎県諫早市多良見町囲558番地
債務者　坂口　　潤
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牟田　伊宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第３１０号
沖縄県沖縄市安慶田４丁目15番３号
債務者　池原みどり
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　修太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第４２２号
宮崎市権現町110番地19　レオパレスｏｗ１―107号、前住所熊本市中央区平成２丁目13番３号　213
債務者　佐藤　孝博
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野間　浩司
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４２５号
宮崎市恒久５丁目８番地11　Ｃｏｍｆｏｒｚａ M301号
債務者　山上　史泰
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　大樹
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１３９号
宮崎県西諸県郡高原町大字西麓1702番地２
債務者　藤内　優次
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田建太郎
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１５９０号
大阪市住吉区苅田７－６－２　第２ユニオンハイツ206、住民票上の住所大阪市住吉区苅田７丁目４番２－1103号
債務者　櫻井　祥司
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朴　　理恵
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２４６号
大阪市城東区関目４丁目11番32―1102号
債務者　大橋　　貴
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　至堂
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３０６号
大阪府茨木市星見町17番31号　ニュー星見ハイツ　306号
債務者　森脇　我久
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　口元　一平
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４７２号
大阪府豊中市上新田２丁目22番20―1106号
債務者　鳴神　　滋
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊豆　浩幸
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第７４８８号
東京都世田谷区桜３丁目29―８―205
債務者　金子　令子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５１５号
東京都世田谷区喜多見３丁目９―13　サウスコーポＢ101
債務者　近藤　仁文
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５１８号
東京都大田区東糀谷４丁目３―16―503
債務者　堀越　　亮
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５２１号
東京都江戸川区松本２丁目27―13　マリーフローラＥ
債務者　橋浦　望美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５２４号
東京都台東区橋場２丁目22―３―101
債務者　野澤　道男
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５５９号
東京都大田区西馬込１丁目18―１―234
債務者　古川みゆき
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５６１号
東京都荒川区西尾久８丁目８－２－602　都営西尾久八丁目第２アパート
債務者　渡辺　誠司
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５６２号
東京都渋谷区代々木５丁目20―26―201
債務者　中條　仁美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５６３号
東京都葛飾区亀有１丁目10―２―108
債務者　伊藤　恭子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５６５号
東京都葛飾区西新小岩４丁目39―30
債務者　鈴木　俊一
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５７５号
東京都江戸川区松島１丁目42―８　介護付有料老人ホーム　花珠の家えどがわ
債務者　佐藤　圭子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５７６号
東京都大田区東糀谷６丁目８－５－204
債務者　佐川　秀明
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５７８号
東京都板橋区西台１丁目38－８－209
債務者　渡邊　大樹
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５７９号
東京都練馬区田柄２丁目42―11―302
債務者　安原　開生
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５８０号
東京都足立区皿沼１丁目16－７－102
債務者　高岩　涼子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５８１号
東京都杉並区高円寺北１丁目10－５－415
債務者　前田太陽児
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５８２号
東京都世田谷区世田谷２丁目５－11－202
債務者　長塚ゆみ子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５９８号
東京都目黒区五本木１丁目８－12―102
債務者　尾美　克己
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６１０号
東京都大田区中馬込３丁目23―19　センチュリー馬込ＰＡＲＴⅢ202
債務者　宇津木弘賀
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６１２号
東京都足立区鹿浜４丁目17―10
債務者　磯野　知美
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６１３号
東京都板橋区高島平８丁目９－３　ロカ18
債務者　加藤　和弘
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６１９号
東京都江戸川区西葛西３丁目20―１　第３タナカハイツ206
債務者　齊藤　健治
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２１７号
北海道上川郡東神楽町南２条東１丁目２番34―103号
債務者　寺島　律子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
5　免責審尋期日　令和９年２月24日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５０号
北海道旭川市２条通13丁目2038番地の２　エーコー２条ビル303号
債務者　野口　祐樹
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月27日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６２号
北海道旭川市緑町15丁目3003番地の42　旭西ハイツ201号室
債務者　山本　俊一
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月14日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７４号
北海道旭川市近文町25丁目999番地の37
債務者　上坂　亜依（旧姓中坪）
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月23日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７５１９号
東京都足立区六木１丁目８－15
債務者　桃野　隆男
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５２２号
東京都江戸川区篠崎町６丁目13―24―206
債務者　小野寺　弘
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５７７号
東京都板橋区徳丸３丁目38―６―101
債務者　橋本　和美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６１１号
東京都墨田区向島５丁目11―１―106　向島Ｐｅａｃｅ　Ｃｕｂｅ　Ｉ
債務者　小松　彩夏
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７３１号
大阪府東大阪市横小路町４丁目８番11―102号
債務者　梁　　海里
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

令和７年（フ）第４２００号
広島県福山市春日町５丁目８番40号Ａ102
破産者　ＪＨＳ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４２７０号
東京都練馬区向山４丁目16番１号
破産者　木村産業車輛株式会社
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８３８号
宮城県名取市ゆりが丘一丁目15番地の３
破産者　有限会社延生プランニング
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第４６０号
岐阜県各務原市蘇原東栄町二丁目64番地の２
破産者　山田自動車販売株式会社
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

令和６年（フ）第４１号
福岡県田川市大字夏吉322番地
破産者　株式会社法研工業
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所田川支部

令和７年（フ）第１９８号
岐阜県不破郡垂井町表佐4874番地の１
破産者　株式会社ソーワ
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和７年（フ）第３２号
長崎県佐世保市折橋町54番地２
破産者　有限会社梅月
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和７年（フ）第８９号
宮城県名取市増田二丁目１番18号
破産者　株式会社浅野屋
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１３号
富山県下新川郡入善町椚山858番地
破産者　有限会社長島電気工事
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

令和６年（フ）第２９９号
最後の住所　愛知県刈谷市宝町７丁目49番地２
破産者　亡高橋健太郎相続財産
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第１５９６号
東京都八王子市散田町五丁目28番１号
破産者　有限会社サン・コーポレーション
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１８７２号
東京都小平市学園東町１丁目16番32号　栄荘102、破産手続開始決定時の住所東京都小平市上水新町１丁目９番３号
破産者　三浦　一豊
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１９３２号
東京都町田市山崎町2130番地山崎団地７―28―101
破産者　植野奈奈子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２１６９号
東京都東久留米市中央町五丁目２番11号
破産者　株式会社榊原通信
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８３２号
東京都東大和市桜が丘３丁目44番地の18桜が丘団地16―102号、開始決定時の住所東京都東大和市蔵敷２丁目524番地の１ホワイトキャッスル101
破産者　川嶌　　功
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第５９号
愛媛県今治市国分三丁目15番22号
破産者　株式会社山本
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所今治支部

令和７年（フ）第２７８号
長崎県長崎市田中町279番地４
破産者　有限会社小畠青果
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和７年（フ）第２４１２号
（亡菅原信行の最後の住所）北海道千歳市東雲町２丁目５番地　イーストヴィラ８号
破産者　亡菅原信行相続財産
1　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
2　一般調査期日　令和８年12月24日午前10時
令和８年10月20日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５５号
愛知県新城市愛郷字羽石20番地３
破産者　城所　陽子
1　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
2　一般調査期日　令和９年１月18日午後２時40分
令和８年10月21日
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第８１号
大阪市生野区巽南３丁目11番16―501号、申立時の住所奈良県生駒郡三郷町勢野北５丁目７番31号
破産者　森田　　徹
1　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
2　一般調査期日　令和９年２月１日午前10時５分
令和８年10月20日　　奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２２５５号
兵庫県明石市二見町西二見307番地の10
破産者　園部　淳也
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年１月21日午後２時50分
令和８年10月20日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４２９号
大阪市中央区釣鐘町１丁目５番７―202号
破産者　株式会社アクテイ
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年１月25日午後１時40分
令和８年10月20日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１０９２号
堺市堺区神明町東二丁２番13号
破産者　有限会社髙岡製餡
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年２月25日午前10時30分
令和８年10月20日
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１０９３号
堺市南区原山台５丁３番３―401号、前住所堺市堺区神明町東２丁２番13号
破産者　髙岡　　勝
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年２月25日午前10時30分
令和８年10月20日
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１３１号
奈良県香芝市狐井72―２　アンプルールパインガーデン110号室、住民票上の住所奈良県磯城郡田原本町大字味間248番地の５
破産者　野村　清輝
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年１月18日午後１時30分
令和８年10月15日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１３号
広島県呉市広大新開１丁目12番５―505号
破産者　山﨑　恒生
1　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
2　一般調査期日　令和９年１月20日午後２時
令和８年10月21日　　広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第２６号
山形県長井市上伊佐沢2094番地９
破産者　梅津すゑ子（旧姓竹田）
1　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
2　一般調査期日　令和９年１月26日午前10時20分
令和８年10月21日　山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第２８号
大阪市住吉区南住吉３丁目10番25号ナイトープラザ303
破産者　明巧株式会社
1　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
2　一般調査期日　令和９年１月21日午後２時30分
令和８年10月21日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９号
大阪市住吉区南住吉１丁目３番17号　グラスヒル藤岡　501号
破産者　松本　明人
1　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
2　一般調査期日　令和９年１月21日午後２時30分
令和８年10月21日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６０９号
大阪府豊中市本町１丁目11番50―1002号
破産者　苫米地雄介
1　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
2　一般調査期日　令和９年１月25日午後２時
令和８年10月21日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３０９号
大阪府東大阪市俊徳町４丁目３番15号
破産者　大﨑　　晃
1　破産債権の届出期間　令和８年12月18日まで
2　一般調査期日　令和９年２月８日午後２時50分
令和８年10月20日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

令和７年（フ）第４７５号
宮崎市松山２丁目１番１号　ザ・レジデンス大淀河畔905号
破産者　小野　博市
1　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
2　一般調査期間　令和９年１月７日から令和９年１月14日まで
令和８年10月21日　　宮崎地方裁判所破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和７年（フ）第２８４号
宮崎市佐土原町下那珂2065番地１
破産者　株式会社仁組急送
異議申述期間　令和８年12月２日まで
令和８年10月21日　　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２６４号
宮崎県西都市大字三宅168番地１　県営住宅久保鶴団地１棟101号室、前住所宮崎市佐土原町下那珂2711番地100
破産者　徳茂　幸吉
異議申述期間　令和８年12月２日まで
令和８年10月21日　　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２６号
宮崎県日南市南郷町潟上172番地
破産者　別府　章代
異議申述期間　令和８年12月２日まで
令和８年10月21日　宮崎地方裁判所日南支部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１００７号
広島市中区基町１０番３号
清算株式会社　株式会社島と暮らす
代表清算人　田部井智行
1　決定年月日　令和８年１０月１５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（ヒ）第２０６１号
東京都中央区日本橋２丁目１番14号日本橋加藤ビルディング６階弁護士法人ＰＬＡＺＡ総合法律事務所内
清算株式会社　ＭＴ管財株式会社
代表清算人　小幡　朋弘
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和8年（ヒ）第3030号
大阪府東大阪市渋川町三丁目５番３５号
清算株式会社　株式会社エムケー
代表清算人　村田和彦
１　決定年月日　令和8年10月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第５号
静岡県浜松市中央区入野町９０２９番地の１
清算株式会社　株式会社ぴゅあサポート
１　決定年月日　令和８年１０月１５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１０１１号
愛知県日進市梅森町上松３５１番地３
清算株式会社　ＴＳＵＷＡＭＯＮＯ株式会社
代表清算人　武臣辰徳
１　決定年月日　令和８年１０月１５日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権の定義
令和８年６月１１日（特別清算開始命令日）までの原因に基づいて発生した債権を協定債権とする（開始決定日以降の利息・遅延損害金は除く）。
２　清算株式会社が協定債権者に対して有する債務
協定債権者株式会社エレックス（以下「協定債権者」という。）の協定債権額は、２８１，１０６，９８６円であることを確認する。
３　弁済及び免除
⑴　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、２，７３９，９６８円を弁済する。
⑵　前号の弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑶　協定債権者は、第１号の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　新たな財産の発見
前項⑴の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合において、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。　以上
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続開始

令和８年（再）第１号
静岡県富士市日乃出町３８番地
再生債務者　株式会社鈴和観光
１　決定年月日時　令和8年10月15日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和8年11月16日まで
４　再生債権の一般調査期間　令和8年12月21日から令和8年12月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第２２号
岩手県北上市北鬼柳５地割64番地11　チャイルドエイトＤ号
再生債務者　髙橋　歩美
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（再イ）第９１号
仙台市青葉区栗生３丁目７番地の４　クオリティーハイム協栄Ｂ棟203（従前の住所）神奈川県藤沢市西俣野453番地の１藤和寮
再生債務者　角谷　優一
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第８号
茨城県日立市鮎川町５丁目３番26号
再生債務者　齋藤　法義
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（再イ）第４１号
茨城県つくばみらい市細代418番地８
再生債務者　伊勢崎大輝　（旧姓石塚）
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（再イ）第４６号
埼玉県熊谷市三ケ尻1411番地１
再生債務者　大澤　誠
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（再イ）第３３６号
東京都あきる野市山田844―20
再生債務者　市村　力
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３８８号
東京都新宿区西新宿４―29―４―303
再生債務者　小池　晃久
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３８９号
東京都新宿区西新宿４―29―４―303
再生債務者　小池　理恵
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３９４号
東京都練馬区大泉学園町５―32―30
再生債務者　塩澤　義隆
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３９７号
東京都中野区上鷺宮４―16―19
再生債務者　高島　弥呼
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２２号
神奈川県横須賀市山科台23―10
再生債務者　清水　千鶴
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（再イ）第１５号
岐阜県美濃加茂市太田本町４丁目６番３号
再生債務者　貝谷　雅彦
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年11月30日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（再イ）第５６号
大阪府羽曳野市恵我之荘４丁目２番27号
再生債務者　大石　和貴
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第８４号
堺市中区土塔町13番地３　フラーリッシュ101号
再生債務者　松岡　真紀
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第８９号
大阪府富田林市喜志町一丁目４番18号
再生債務者　辰己星莉奈
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第３２号
（申立時住所）広島市安佐南区長束５丁目19番23―202号（開始決定時住所）福岡市博多区上牟田１丁目８番26―703号
再生債務者　中野　　駿
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第４７号
熊本市南区上ノ郷２丁目４番28号
再生債務者　有村　　勝
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第３３号
大分市中春日町16番３―301号　エスパル中春日
再生債務者　阿部　正美
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再ロ）第１号
函館市堀川町24番16号
再生債務者　福島　俊恵
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月21日まで
函館地方裁判所

令和８年（再イ）第３０号
北海道旭川市錦町11丁目3080番地の39　グリーンハイツシマダＥ号室
再生債務者　宮崎　和幸
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月８日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１７号
岩手県一関市山目字才天155番地３
再生債務者　佐々木裕美子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月15日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（再イ）第１０号
新潟県新発田市富塚町１丁目３番５号
再生債務者　青山　翔太
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月22日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（再イ）第２９号
富山県砺波市平成町３－６　サンハイツ砺波Ａ－１号室（住民票上の住所）大阪府大阪市西区本田２丁目２番８―1204号
再生債務者　梅澤　勉
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月１日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（再イ）第３６号
石川県野々市市押野５丁目282番地２
再生債務者　山岡　英孝
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月８日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第３７号
静岡県富士宮市大中里980番地の８
再生債務者　雨宮　ヒデフミこと　ＡＭＥＭＩＹＡ　ＳＥＲＧＩＯ　ＨＩＤＥＦＵＭＩ
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第５０号
静岡県磐田市向笠西698番地１
再生債務者　鈴木　智久
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和８年（再イ）第２２号
三重県伊賀市服部町二丁目76番地　アヴニール103号室
再生債務者　梶山　悟史
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月８日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（再イ）第２３号
山口県宇部市東新川町６番11―601号　日神パレステージ宇部
再生債務者　畑山　　裕
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月１日まで
山口地方裁判所宇部支部
令和８年（再イ）第１３号
宮崎県日向市大字財光寺3970番地３
再生債務者　山﨑あゆみ
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部
令和８年（再イ）第３９号
福井市東郷二ケ町第12号28番地５
再生債務者　祐安　孝典
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月９日まで
福井地方裁判所
令和８年（再イ）第４０号
福井市東郷二ケ町第12号28番地５
再生債務者　祐安　尚恵
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月９日まで
福井地方裁判所
令和８年（再イ）第５６号
静岡県熱海市青葉町20番15号
再生債務者　日吉　浩之
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和８年（再イ）第１９５号
千葉県船橋市西船６丁目２番15号　フォルスⅧ―213号
再生債務者　鈴木　伸一
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月９日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（再イ）第１９号
兵庫県伊丹市西野５丁目293番地３
再生債務者　平田　圭祐
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月９日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年11月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係
令和８年（再イ）第５２号
岡山県倉敷市東粒浦７番９号
再生債務者　長元　咲雪
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月９日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部
令和８年（再イ）第２１０号
千葉市中央区塩田町583番地　クローバーハウス102号
再生債務者　桑島　幸治
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（再イ）第１５号
岐阜県多治見市東山３丁目10番地の６
再生債務者　植村　裕二
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月８日まで
岐阜地方裁判所多治見支部
令和８年（再イ）第１７号
岐阜県多治見市京町２丁目185番地　花の木ビル410
再生債務者　大嶋　周平
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月８日まで
岐阜地方裁判所多治見支部
令和８年（再イ）第２０９号
北海道千歳市春日町１丁目２番21―１号　エントランスⅢ102号
再生債務者　竹俣　竜登
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部
令和８年（再イ）第２１３号
札幌市北区あいの里３条５丁目14番22号
再生債務者　星野　太郎
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部
令和８年（再イ）第３２号
秋田市旭南二丁目２番23―３号
再生債務者　石塚　理
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部
令和８年（再イ）第６号
鳥取県鳥取市松並町２丁目256番地４
再生債務者　河合　夏生
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月２日まで
鳥取地方裁判所民事部
令和８年（再イ）第３２号
鳥取県米子市中島１丁目19番17号
再生債務者　福間　康嗣
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部
令和８年（再イ）第５６号
岡山県総社市秦345番地10
再生債務者　難波　一洋
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部
令和８年（再イ）第３７号
奈良県生駒市東菜畑２丁目886番地４　サニークレスト　510
再生債務者　渡邊　愛香
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月７日まで
奈良地方裁判所

令和８年（再イ）第４４号
奈良市疋田町三丁目１番31―１号
再生債務者　阪上　昭博
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月７日まで
奈良地方裁判所

令和７年（再イ）第２６２号
横浜市西区岡野１丁目19番４―１号
再生債務者　末吉　亨太
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第３１号
山梨県甲斐市中下条1035番地３
再生債務者　菊嶋　　隆
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（再イ）第２８号
長野市大字北尾張部600番地　エイト桜新町Ｂ201
再生債務者　外内　徳司
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月７日まで
長野地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第１１６号
神戸市東灘区住吉宮町２丁目17番21―310号
再生債務者　清水　勇司こと　ＨＷＡＮＧ　ＹＯＮＧＳＡ　黄　　勇司
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第３９号
奈良市押熊町458番地の１　ソレーユＣ102号
再生債務者　谷口　貴紀
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月８日まで
奈良地方裁判所

令和８年（再イ）第３５号
福岡県久留米市津福本町321番地６　ｓｔ・Ｍａｒｉａ　Ｇａｒｄｅｎ　Ｈｉｌｌｓ405号
再生債務者　江村　亮輔
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和８年（再イ）第３６号
福岡県小郡市津古839番地40　サンライトマンション302号
再生債務者　尾中　隆次
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和８年（再イ）第２０号
栃木県下野市下古山2922番地９
再生債務者　児山　　剛
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月19日
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（再イ）第１６号
福島市鳥谷野字天神12番地の２サンコーポ鳥谷野107
再生債務者　渡邉　風斗
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月19日　福島地方裁判所

令和８年（再イ）第３号
北海道岩内郡岩内町大和13―６（住民票上の住所）北海道札幌市中央区北６条西20丁目２番５号　日本基礎技術独身寮
再生債務者　西井　　潤
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月19日　札幌地方裁判所岩内支部

令和８年（再イ）第１４号
群馬県邑楽郡大泉町仙石四丁目35番31号
再生債務者　内田　文男
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月25日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月16日　前橋地方裁判所太田支部

令和８年（再イ）第２５４号
大阪市西淀川区姫里１丁目15番16―510号
再生債務者　永田　勇矢
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月17日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月19日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１０１号
札幌市豊平区平岸３条５丁目４番17―811号
再生債務者　門脇　欣也
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月20日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１３１号
札幌市白石区南郷通７丁目南１番12号　ハウスロイヤルカーブ２号
再生債務者　佐々木龍仁
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月20日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１７号
北海道苫小牧市桜坂町１丁目５番３号
再生債務者　八重樫征博
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月20日
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（再イ）第２８号
函館市港町１丁目12番704―206号　ＪＲアパート
再生債務者　三浦　　優
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月20日　函館地方裁判所

令和８年（再イ）第７２号
埼玉県川越市岸町１丁目31番地77
再生債務者　後藤　　睦
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月20日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第１５号
三重県名張市富貴ケ丘４番町2581番地219
再生債務者　加藤　義人
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月20日　津地方裁判所伊賀支部

令和８年（再イ）第１６号
三重県名張市富貴ケ丘４番町2581番地219
再生債務者　加藤　怜加
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月20日　津地方裁判所伊賀支部

令和８年（再イ）第１３号
群馬県太田市藪塚町1232番地６
再生債務者　里出　雄貴
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月16日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月19日　前橋地方裁判所太田支部

令和８年（再イ）第１１号
滋賀県彦根市小泉町840番地11
再生債務者　松井　冬馬
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月20日　大津地方裁判所彦根支部

令和８年（再イ）第１４１号
横浜市港南区芹が谷１丁目11番５―204号
再生債務者　岡田　雄太
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月20日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１５３号
千葉県船橋市海神町南１丁目1460―15　西船橋レジデンス101号室（住民票上の住所）神奈川県小田原市扇町１丁目46番34号　レコートＫ206
再生債務者　喜田　康弘
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月20日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第２１号
福岡県三井郡大刀洗町大字本郷971番地３
再生債務者　木下　　勉
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和８年（再イ）第３３号
埼玉県吉川市新栄一丁目18番地23
再生債務者　原野　芳徳
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月８日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月20日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第１９号
福岡県うきは市浮羽町高見1367番地２
再生債務者　佐々木栄子
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月20日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和７年（再イ）第６７号
岩手県一関市赤荻字月町２番地１　スティタス89・103
再生債務者　安藤　宏太
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月21日
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（再イ）第１８号
岩手県八幡平市切通10番地３
再生債務者　三浦　政彦
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月21日
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（再イ）第７４号
仙台市太白区羽黒台10番９号
再生債務者　鈴木　翔也
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月21日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第６号
山形市小白川町５丁目29番50―３号
再生債務者　後藤　健二
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月21日　山形地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２３号
栃木県足利市高松町272番地９
再生債務者　石井　秀明
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月21日
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（再イ）第６９号
東京都東村山市萩山町２丁目19番地14東村山ＹＫハイツ202
再生債務者　平井　節子
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月21日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第２０号
愛知県豊橋市野依台一丁目37番地４　東洋製罐野依寮202号室
再生債務者　石地　竜也
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月21日
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（再イ）第２２号
愛知県豊川市本野ケ原四丁目１番地　福山通運社宅502号
再生債務者　野田　雅史
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月21日
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（再イ）第８号
宮城県遠田郡美里町二郷字慶半10番地１
再生債務者　酒井　芳郎
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月21日
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

令和８年（再イ）第１９号
埼玉県深谷市曲田219番地５
再生債務者　鈴木　伸一
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月21日
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（再イ）第１８号
山梨県韮崎市本町１丁目13番46号（事業所店舗：韮崎市本町１丁目２番21号）
再生債務者　鈴木生花店　こと　鈴木　浩文
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月20日
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（再イ）第４６号
大阪府松原市阿保３丁目６番７号
再生債務者　鎌倉　　明
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月20日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第６５号
堺市北区百舌鳥陵南町１丁131番地　スターハウス７号
再生債務者　水上　浩仁
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月20日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第３号
沖縄県国頭郡恩納村字山田867番地１
再生債務者　照屋　勝利
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月20日　那覇地方裁判所名護支部

令和８年（再イ）第１２１号
札幌市中央区南20条西７丁目３番13号　サンコート二十条101号
再生債務者　大城　　剛
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月13日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月21日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１２５号
札幌市西区発寒５条５丁目１番28号
再生債務者　大沼　峰児
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月21日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第２５号
函館市昭和４丁目45番26号
再生債務者　加賀　美香
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月21日　函館地方裁判所

令和８年（再イ）第３２号
福井市上森田３丁目1141番地
再生債務者　田原　孝太
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月29日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月21日　福井地方裁判所

令和８年（再イ）第３５号
福井市種池町第１号15番地21
再生債務者　山口　陽平
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月21日　福井地方裁判所

令和８年（再イ）第１５号
群馬県太田市亀岡町630番地３
再生債務者　奥　　竜也
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月20日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月20日　前橋地方裁判所太田支部

令和８年（再イ）第２６号
福島県郡山市深沢二丁目２番18号　トホム酒蓋公園Ａ202号
再生債務者　武蔵　秀彦
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月13日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月21日
福島地方裁判所郡山支部再生係

令和８年（再イ）第８９号
京都市東山区東大路松原上る東入星野町92番地６　エクセレンス清水坂301
再生債務者　淺草　直樹
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月20日
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第５６号
京都市下京区中堂寺南町10番地１　アムール五条405
再生債務者　谷垣　篤史
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月21日
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第６６号
京都市西京区大枝北福西町二丁目２番地12
再生債務者　Ｍａｓｔｅｒ　ｏｆ　Ｗｏｗ　Ｗ　Ａこと　林　　裕介
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月21日
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第８１号
京都市山科区勧修寺西金ケ崎381番地４
再生債務者　西村　知也
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月21日
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第１０５号
神戸市北区北五葉５丁目８番22号
再生債務者　難波　克己
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月10日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月20日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１０７号
神戸市北区鈴蘭台西町５丁目２番10―203号
再生債務者　山田　恭輔
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月10日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月20日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第６６号
岡山県赤磐市山口922番地２
再生債務者　森本　恭弘
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月25日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月10日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月20日
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再口）第１号
徳島県阿南市那賀川町三栗132番地３
再生債務者　井馬　太郎
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月10日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月20日　徳島地方裁判所阿南支部

令和８年（再イ）第６号
福岡県大牟田市上官町４丁目66番地６
再生債務者　吉川　孝生
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月16日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月10日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月20日
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（再イ）第２５号
鳥取県米子市河崎1284番地５
再生債務者　宮田　仁志
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月11日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月21日　鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（再イ）第９号
福岡県直方市大字下境1920番地９
再生債務者　村里　彰洋
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月11日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月21日　福岡地方裁判所直方支部

令和８年（再イ）第３１号
長崎県長崎市田中町506番地　県警東長崎寮23号室
再生債務者　榎本　雅樹
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月11日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月21日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第７５号
広島市西区高須４丁目18番16―８―506号
再生債務者　辻崎　莉の
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月17日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月20日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１９号
高知市神田1972番地１　パルテール吉野103
再生債務者　門脇　史紘
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月18日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月21日
高知地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第３号
茨城県結城市大字結城345番地２
再生債務者　髙田　弘基
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月20日　水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（再イ）第１７８号
名古屋市守山区新守町218番地　グランドリバー新守山101号
再生債務者　前薗　賢善
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（再イ）第１０７号
京都府向日市物集女町南条43番地の18
再生債務者　勝本　健次
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月21日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第４号
千葉県東金市家徳454番地６
再生債務者　小川　輝晃
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月９日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（再ロ）第１号
山口県岩国市美和町釜ヶ原374番地１
再生債務者　島原　克己
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月１日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（再ロ）第４号
山梨県南巨摩郡南部町万沢4139番地７
再生債務者　秋山　貴弘
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（再ロ）第９号
横浜市青葉区たちばな台１丁目20番地４
再生債務者　後藤　陽一
１　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第４号
群馬県前橋市朝倉町二丁目４番地41
再生債務者　高島　勝也
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月21日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再ロ）第３号
香川県高松市仏生山町甲2534番地10
再生債務者　由良　慶斗
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月20日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（再ロ）第７号
北海道千歳市信濃１丁目７番15号
再生債務者　田久保和憲
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月21日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第１６号
大阪市生野区林寺４丁目４番６号
再生債務者　堺　　典之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月20日
大阪地方裁判所第６民事部

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第５号
栃木県真岡市荒町5191番地
申立人　真岡市長　中村　和彦
亡谷口昌司の最後の住所
栃木県真岡市久下田55１番地１
所有者　亡谷口昌司相続財産
届出期間満了日　令和９年１月15日
令和８年10月15日
宇都宮地方裁判所真岡支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　真岡市久下田字新田
地番　５５１番１
地目　宅地
地積　２５１．６３平方メートル
２　所在　真岡市久下田字新田５５１番地１
家屋番号　５５１番１
種類　居宅
構造　木造瓦葺２階建
床面積　１階　６９．５６平方メートル
２階　３４．７８平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第２号

徳島県阿波市市場町香美字秋葉本８２番地１
申立人　小川　幸男
徳島県阿波市吉野町五条字楠ノ本３７５番地
申立人　西山　大祐
徳島県阿波市吉野町五条字楠ノ本３７５番地
申立人　西山　由季
住所・居所　不明
（亡眞尾タキの最後の住所）不詳
（不動産登記記録上の住所）板野郡土成町高尾字西谷７３番地３
所有者　亡眞尾タキ相続財産
届出期間満了日　令和８年１２月１１日
令和８年１０月１４日
徳島地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　阿波市土成町土成字南原
地番　３５９番３
地目　墓地
地積　８．６９平方メートル

令和８年（チ）第５号

新潟県長岡市沖田２丁目173－２
申立人　新潟県長岡地域振興局長　昆　伸二
住所・居所　不明
（最後の住所）新潟県見附市学校町一丁目10番66号
（不動産登記記録上の住所）同上
所有者　亡関口貞雄相続財産
届出期間満了日　令和８年12月16日
令和８年10月14日
新潟地方裁判所長岡支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　見附市学校町一丁目
地番　218番5
地目　宅地
地積　1112.56平方メートル

令和８年（チ）第５号

栃木県小山市大字武井４４８番地３
申立人　小山市大谷東部土地改良区
住所・居所　不明
（亡鈴木次男の最後の住所）栃木県小山市大字横倉８１４番地１（物件６及び７につき亡鈴木次男の不動産登記記録上の住所）栃木県小山市大字横倉４７０番地１
共有者　亡鈴木次男相続財産
届出期間満了日　令和８年１２月１８日
令和８年１０月１５日
宇都宮地方裁判所栃木支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　小山市大字横倉字西原
地番　１５番１
地目　田
地積　９０９平方メートル
共有持分８分の５
２　所在　小山市大字横倉字西原
地番　１５番２
地目　田
地積　９１９平方メートル
共有持分８分の５
３　所在　小山市大字横倉字西原
地番　１５番３
地目　田
地積　９８１平方メートル
共有持分８分の５
４　所在　小山市大字横倉字西原
地番　１５番４
地目　田
地積　５７８平方メートル
共有持分８分の５
５　所在　小山市大字横倉字宮前
地番　１４６番
地目　畑
地積　８６２平方メートル
共有持分８分の５
（物件１ないし５につき不動産登記記録上の所有者　鈴木初男）
６　所在　小山市大字横倉字宮前
地番　２６４番１
地目　田
地積　８２０平方メートル
共有持分８分の５
７　所在　小山市大字横倉字宮前
地番　２９５番
地目　田
地積　９７５平方メートル
共有持分８分の５
（物件６及び７につき不動産登記記録上の共有者鈴木次男共有持分２分の１、鈴木三男共有持分２分の１）

令和８年（チ）第６号

栃木県小山市大字武井４４８番地３
申立人　小山市大谷東部土地改良区
住所・居所　不明
（最後の住所）千葉県市原市西五所２０番地６
共有者　金　　榮蘭
届出期間満了日　令和８年１２月１８日
令和８年１０月１５日
宇都宮地方裁判所栃木支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　小山市大字横倉字西原
地番　１５番１
地目　田
地積　９０９平方メートル
共有持分８分の３
２　所在　小山市大字横倉字西原
地番　１５番２
地目　田
地積　９１９平方メートル
共有持分８分の３
３　所在　小山市大字横倉字西原
地番　１５番３
地目　田
地積　９８１平方メートル
共有持分８分の３
４　所在　小山市大字横倉字西原
地番　１５番４
地目　田
地積　５７８平方メートル
共有持分８分の３
５　所在　小山市大字横倉字宮前
地番　１４６番
地目　畑
地積　８６２平方メートル
共有持分８分の３
（物件１ないし５につき不動産登記記録上の所有者　鈴木初男）
６　所在　小山市大字横倉字宮前
地番　２６４番１
地目　田
地積　８２０平方メートル
共有持分８分の３
７　所在　小山市大字横倉字宮前
地番　２９５番
地目　田
地積　９７５平方メートル
共有持分８分の３
（物件６及び７につき不動産登記記録上の共有者鈴木次男共有持分２分の１、鈴木三男共有持分２分の１）

令和８年（チ）第８号

大阪市淀川区東三国五丁目７番４号―２Ｆ
申立人　株式会社つばさ資産パートナーズ
住所・居所　不明
所有者　木田　道子
届出期間満了日　令和８年12月16日
令和８年10月15日
大阪地方裁判所堺支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　堺市堺区出島海岸通二丁
地番　１８６番４
地目　宅地
地積　１０８．９６平方メートル

令和８年（チ）第８号

大阪市都島区毛馬町５丁目９番20号
申立人　株式会社安信
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）高石市加茂三丁目４番45号
所有者　大翔建設株式会社
届出期間満了日　令和８年12月14日
令和８年10月14日
大阪地方裁判所岸和田支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　和泉市太町
地番　528番１
地目　田
地積　8.00平方メートル
２　所在　和泉市太町
地番　528番２
地目　田
地積　96平方メートル

令和８年（チ）第３号
札幌市中央区大通東１丁目２番地
申立人　北海道電力ネットワーク株式会社
住所・居所　不明
（最後の住所）北海道虻田郡洞爺湖町入江38番地
（不動産登記記録上の住所）虻田郡虻田町字入江38番地
所有者　澤田　之宏
届出期間満了日　令和８年12月15日
令和８年10月15日
札幌地方裁判所室蘭支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　虻田郡洞爺湖町清水
地番　２６８番
地目　山林
地積　5746平方メートル
（不動産登記記録上の氏名）沢田　之宏
２　所在　虻田郡洞爺湖町清水
地番　２６７番２
地目　山林
地積　３３１８４平方メートル

令和8年（チ）第6号
香川県高松市林町1964番地1
申立人　日本エネルギー総合システム株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）不明
所有者　土橋忠治
届出期間満了日　令和8年12月22日
令和8年10月15日　和歌山地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　和歌山市永山字前山
地番　1106番1
地目　山林
地積　7330平方メートル

令和８年（チ）第３号
新潟市西区曽和1182番地
申立人　公益財団法人新潟県環境保全事業団
住所・居所　不明
不動産登記記録表題部所有者　大字鉢崎　中山萬造
届出期間満了日　令和８年12月16日
令和８年10月15日
新潟地方裁判所高田支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　上越市柿崎区竹鼻字水谷
地番　1372番
地目　山林
地積　5276平方メートル

令和８年（チ）第１号
茨城県北茨城市磯原町磯原1630
申立人　北茨城市長　今井　路江
住所・居所　不明
（亡馬場裕の最後の住所）茨城県北茨城市華川町上小津田468番地
所有者　亡馬場裕相続財産
届出期間満了日　令和８年12月15日
令和８年10月15日
水戸地方裁判所日立支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　北茨城市華川町上小津田字川向
地番　22番５
地目　田
地積　221平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第５号
東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
申立人　株式会社サンセイランディック
住所・居所　不明
所有者　氏名不詳
届出期間満了日　令和8年12月14日
令和8年10月14日
大阪地方裁判所岸和田支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　貝塚市津田北町　183番地4
家屋番号　（未登記）
種類　居宅
構造　木造瓦葺平家建
床面積　約22.67平方メートル

所有者不明専有部分管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の専有部分又は共有持分について所有者不明専有部分管理命令の申立てがあったので、上記の専有部分又は共有持分の区分所有者又は共有持分を有する者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第５号
新潟県長岡市沖田２丁目町173－２
申立人　新潟県長岡地域振興局長　昆　伸二
住所・居所　不明
（最後の住所）新潟県見附市学校町一丁目10番66号
（不動産登記記録上の住所）同上
区分所有者　亡関口貞雄相続財産
届出期間満了日　令和８年12月16日
令和8年10月14日
新潟地方裁判所長岡支部
（別紙）　物　件　目　録
（一棟の建物の表示）
所在　見附市学校町一丁目　218番地5
構造　木造セメント瓦・亜鉛メッキ鋼板葺２階建
床面積　１階　373.12平方メートル
２階　122.96平方メートル
（専有部分の建物の表示）
家屋番号　学校町一丁目　218番5の2
種類　居宅
構造　木造セメント瓦葺２階建
床面積　１階部分　226.24平方メートル
２階部分　71.16平方メートル

令和８年（チ）第９号
大阪市淀川区東三国五丁目７番４号―２Ｆ
申立人　株式会社つばさ資産パートナーズ
住所・居所　不明
区分所有者　木田　道子
届出期間満了日　令和８年１２月１６日
令和８年１０月１５日
大阪地方裁判所堺支部
（別紙）　物　件　目　録
（一棟の建物の表示）
所在　堺市堺区出島海岸通二丁　１８６番地２、１８６番地４
構造　木造瓦葺２階建
床面積　１階　117．39平方メートル
２階　94．06平方メートル
（専有部分の建物の表示）
家屋番号　出島海岸通二丁　１８６番４
種類　居宅
構造　木造瓦葺２階建
床面積　１階　56．83平方メートル
２階　45．63平方メートル

令和８年（チ）第４３号
神戸市長田区菅原通６丁目２番地
申立人　平和産業株式会社
（亡奥野和夫の最後の住所）神戸市灘区新在家北町１丁目１番３１号
区分所有者　亡奥野和夫相続財産
届出期間満了日　令和８年１２月１５日
令和８年１０月１５日
神戸地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　（一棟の建物の表示）
所在　神戸市灘区新在家北町１丁目２０番地
構造　鉄筋コンクリート造陸屋根４階建
床面積　１階　１４４．５５平方メートル
２階　１１７．８１平方メートル
３階　１１７．８１平方メートル
４階　１１７．８１平方メートル
（専有部分の建物の表示）
家屋番号　新在家北町１丁目２０番７
建物の名称　２０２
種類　居宅
構造　鉄筋コンクリート造１階建
床面積　２階部分　５０．０１平方メートル
２　所在　神戸市灘区新在家北町１丁目
地番　２０番
地目　宅地
地積　２１７．９３平方メートル
（持分４０１２８分の５００１）

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はＪの権利義務全部を承継して存続しＪは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.suzunui.co.jp
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月八日
掲載頁　八十五頁（号外第二二二号）
令和八年十月二十九日
茨城県日立市城南町一丁目一一番三二号
（甲）鈴縫工業株式会社
代表取締役　鈴木　達二
茨城県日立市城南町三丁目三番二八号
（乙）株式会社アサヒ
代表取締役　鈴木　一良

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 確定した最終事業年度はありません。
(丙) 掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月二十九日
掲載頁　二頁
令和八年十月二十九日
東京都港区虎ノ門二丁目六番一号
虎ノ門ヒルズステーションタワー一九階
(甲) 株式会社ＳＳホールディングス
代表取締役　清塚　徳
東京都港区虎ノ門二丁目六番一号
虎ノ門ヒルズステーションタワー一九階
(乙) 株式会社ＳＡＮＯＶＡ
代表取締役　清塚　徳
愛知県小牧市大字大草字檀ノ上五四四七番地の六
(丙) 三州食品ホールディングス株式会社
代表取締役　岩月　顕司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和九年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
(乙) 掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十五日
掲載頁　二四〇頁（号外第一四〇号）
令和八年十月二十九日
川崎市川崎区田辺新田一番一号
(甲) 富士電機株式会社
代表取締役　北澤　通宏
東京都品川区大崎一丁目一一番二号
(乙) 富士電機フィアス株式会社
代表取締役　三本　雄司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月二十日
掲載頁　八十二頁（号外第二三〇号）
(乙) 掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月二十日
掲載頁　八十二頁（号外第二三〇号）
令和八年十月二十九日
岐阜県高山市西之一色町二丁目五〇番地
(甲) 富山建材株式会社
代表取締役　宮田　力
岐阜県高山市西之一色町二丁目五〇番地
(乙) 株式会社村尾製材所
代表取締役　宮田　力

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十九日
東京都港区赤坂二丁目一五番一五―七〇三号ＦＯＲＴＥＱ内
(甲) ＧＬインフラ7号合同会社
代表社員　ＧＬインフラホールディングス7号一般社団法人
職務執行者　小口　裕太
東京都港区芝大門二丁目一二番三号共生ビル二号館七階環境エネルギー会計事務所内
(乙) ソーラーアジサイ合同会社
代表社員　ソーラーアジサイホールディングス一般社団法人
職務執行者　岡田　育大

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の福岡県飯塚市鹿毛馬字奈女羅七七三―九における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十九日
東京都港区赤坂二丁目一五番一五―七〇三号ＦＯＲＴＥＱ内
(甲) ＧＬインフラ7号合同会社
代表社員　ＧＬインフラホールディングス7号一般社団法人
職務執行者　小口　裕太
東京都港区芝大門二丁目一二番三号共生ビル二号館七階環境エネルギー会計事務所内
(乙) ソーラーヒマワリホールディングス一般社団法人
職務執行者　岡田　育大

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の滋賀県高島市勝野字大芹四五九他における太陽光発電事業及び滋賀県高島市勝野字大芹五四二―一他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十九日
東京都港区赤坂二丁目一五番一五―七〇三号ＦＯＲＴＥＱ内
(甲) ＧＬインフラ7号合同会社
代表社員　ＧＬインフラホールディングス7号一般社団法人
職務執行者　小口　裕太
東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内
(乙) ブルーインフラ２１号合同会社
代表社員　ブルーインフラホールディングス２１号一般社団法人
職務執行者　池田　卓也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の長崎県佐世保市世知原町中通九八他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十九日
東京都港区赤坂二丁目一五番一五―七〇三号ＦＯＲＴＥＱ内
(甲) ＧＬインフラ7号合同会社
代表社員　ＧＬインフラホールディングス7号一般社団法人
職務執行者　小口　裕太
東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内
(乙) ブルーインフラ２１号合同会社
代表社員　ブルーインフラホールディングス２１号一般社団法人
職務執行者　池田　卓也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の三重県伊勢市前山町字井戸谷八五四―一他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十九日
東京都港区赤坂二丁目一五番一五―七〇三号ＦＯＲＴＥＱ内
(甲) ＧＬインフラ7号合同会社
代表社員　ＧＬインフラホールディングス7号一般社団法人
職務執行者　岡田　育大
東京都港区芝大門二丁目一二番三号共生ビル二号館七階環境エネルギー会計事務所内
(乙) ソーラーリブラ合同会社
代表社員　ソーラーリブラホールディングス一般社団法人
職務執行者　岡田　育大

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の京都府亀岡市宮前町猪倉椿原九―一他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十九日
東京都港区赤坂二丁目一五番一五―七〇三号ＦＯＲＴＥＱ内
(甲) ＧＬインフラ7号合同会社
代表社員　ＧＬインフラホールディングス7号一般社団法人
職務執行者　小口　裕太
東京都港区芝大門二丁目一二番三号共生ビル二号館七階環境エネルギー会計事務所内
(乙) ソーラーリブラ合同会社
代表社員　ソーラーリブラホールディングス一般社団法人
職務執行者　岡田　育大

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の長野県上伊那郡中川村片桐三六六四他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十九日

東京都港区赤坂二丁目一五番一五―七〇三号ＦＯＲＴＥＱ内

（甲）ＧＬインフラ7号合同会社

代表社員　ＧＬインフラホールディングス7号一般社団法人

職務執行者　小口　裕太

東京都港区芝大門二丁目一二番三号共生ビル二号館七階環境エネルギー会計事務所内

（乙）ソーラーリブラ合同会社

代表社員　ソーラーリブラホールディングス一般社団法人

職務執行者　岡田　育大

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の岩手県陸前高田市横田町字舞出四八―一他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十九日

東京都港区赤坂二丁目一五番一五―七〇三号ＦＯＲＴＥＱ内

（甲）ＧＬインフラ7号合同会社

代表社員　ＧＬインフラホールディングス7号一般社団法人

職務執行者　小口　裕太

東京都港区芝大門二丁目一二番三号共生ビル二号館七階環境エネルギー会計事務所内

（乙）ソーラーリブラホールディングス一般社団法人

職務執行者　岡田　育大

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の佐賀県唐津市肥前町赤坂字太田三一七―五他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十九日

東京都港区赤坂二丁目一五番一五―七〇三号ＦＯＲＴＥＱ内

（甲）ＧＬインフラ7号合同会社

代表社員　ＧＬインフラホールディングス7号一般社団法人

職務執行者　小口　裕太

東京都港区芝大門二丁目一二番三号共生ビル二号館七階環境エネルギー会計事務所内

（乙）ソーラーリブラホールディングス一般社団法人

職務執行者　岡田　育大

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の鹿児島県南さつま市加世田武田字狐塚一一九三五―一他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十九日

東京都港区赤坂二丁目一五番一五―七〇三号ＦＯＲＴＥＱ内

（甲）ＧＬインフラ7号合同会社

代表社員　ＧＬインフラホールディングス7号一般社団法人

職務執行者　小口　裕太

東京都港区芝大門二丁目一二番三号共生ビル二号館七階環境エネルギー会計事務所内

（乙）ブルーインフラ25号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス25号一般社団法人

職務執行者　岡田　育大

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のロボティクス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、甲の総社員の同意及び乙の株主総会の承認決議は令和八年十一月九日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月二十九日

掲載頁　二頁

令和八年十月二十九日

東京都港区高輪二丁目二一番一号

（甲）22世紀ロボティクス合同会社

代表社員　清水　正大

東京都目黒区下目黒一丁目八番一号

（乙）株式会社ＺＥＡＬＳ

代表取締役　清水　正大

組織変更公告

当法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表は、当法人の主たる事務所に掲示しております。

令和八年十月二十九日

茨城県稲敷市清久島二二六番地三

農事組合法人東町自然有機農法

理事　大野　満雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十九日

群馬県前橋市富田町七五八―一二

合同会社ＳＫＹ　ＴＲＩＰ

代表社員　糸井　琢弥

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月二日であり、組織変更後の商号は株式会社軽将とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十九日

埼玉県さいたま市南区大字広ケ谷戸三八八番地三

合同会社軽将

代表社員　土橋　康矢

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十九日

東京都荒川区東尾久二―四四―一五マーシスマルル四〇五

Ａｒｃｆｏｒｃｅ合同会社

代表社員　安藤　雅浩

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十九日

東京都大田区東六郷一丁目一―一―二〇四

合同会社ｍｏｏｎ

代表社員　齋藤　香里

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｓｔｒｉａとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十九日

京都市下京区大黒町二二七番地第2キョートビル四〇二

合同会社Ｓｔｒｉａ

代表社員　雪竹　皓

組織変更公告

当会社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十九日

沖縄県うるま市安慶名三丁目二八番三二号

合同会社ＦＲＥＣ

代表社員　伊禮　武志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月十六日

掲載頁　八十八頁（号外第二二七号）

令和八年十月二十九日

千葉県印西市若萩一丁目二番地二

高秀建設株式会社

代表取締役　髙橋　弘樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社には確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月二十九日

東京都港区虎ノ門二丁目二番一号

株式会社Ｔｅｌｌｕｓ　Ｇｌｏｂａｌ

代表取締役　山﨑　秀人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月二十六日

掲載頁　七十一頁（号外第二三四号）

令和八年十月二十九日

大阪市阿倍野区西田辺町二丁目二番九号

ハネツク株式会社

代表取締役　廣瀬　重治

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十六億円減少することにいたしました。

株主総会の決議は令和八年十一月九日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月二十九日

掲載頁　二頁

令和八年十月二十九日

東京都目黒区下目黒一丁目八番一号

株式会社ＺＥＡＬＳ

代表取締役　清水　正大

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億五千九百二十五万三千二百六十一円減少し一億円と、資本準備金の額を七億五千九百二十五万三千二百六十一円減少し〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/1142064/announces

令和八年十月二十九日

東京都港区芝三丁目四番一二号アパ三田芝公園駅前ビル六階

ＨＲプロビジョン株式会社

代表取締役　奥野　裕嗣

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十九日

東京都中央区八重洲二丁目一一番二号

城戸施設株式会社

代表取締役　城戸　惠子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十九日

東京都中央区八重洲二丁目一一番二号

新相サービス株式会社

代表取締役　城戸　康行

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるボーダー・クリスチャン・レネが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十九日

東京都渋谷区神宮前三丁目一番二九号

オークウッド・プロパティー・マネジメント・エルエルシー

日本における代表者　ボーダー・クリスチャン・レネ

限定承認公告

本籍神奈川県茅ヶ崎市菱沼海岸七番地、最後の住所神奈川県横浜市南区永田北三丁目八番九号リッシェル保土ケ谷四〇三

被相続人　亡　小川　佳紀

右被相続人は令和八年五月二十五日死亡し、その相続人は令和八年十月十四日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都西多摩郡奥多摩町海澤六一一番地

相続財産清算人　鈴木　優子

限定承認公告

本籍韓国、最後の住所岡山県岡山市南区松浜町七番一五号瀬戸内コーポ一Ｆ一〇四号

被相続人　亡　菊田正夫こと　李　根善

右被相続人は令和四年八月十二日死亡し、その相続人は令和八年十月十五日岡山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日

岡山県岡山市中区平井五丁目四番二二―三号　限定承認者　菊田義明こと李　義明

限定承認公告

本籍福岡県北九州市八幡西区皇后崎町二番、最後の住所福岡県北九州市八幡西区幸神二丁目二番四六号　二〇一

被相続人　亡　安井　健

右被相続人は令和七年十月十八日死亡し、その相続人は令和八年十月九日福岡家庭裁判所小倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日

福岡県宗像市徳重一丁目一一番二三号

限定承認者　安井　眞

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://denshikoukoku.com/gref2

令和八年十月二十九日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内　ＧＲＥＦ　Ｊａｐａｎ２特定目的会社

取締役　上田　新

債権申出の公告（第二回）

当社規約型企業年金は、令和八年九月三十日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する方は、第一回公告掲載（令和八年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都八王子市滝山町二丁目三五一番地

株式会社スーパーアルプス

規約型確定給付企業年金清算人　榎本太一郎

訂正公告

令和八年九月十八日掲載の資本金の額の減少公告中、「オーガルディベロップメンツ合同会社」とあるは「オガールディベロップメンツ合同会社」の誤りにつき訂正します。

令和八年十月二十九日

岩手県紫波郡紫波町桜町二丁目五番地一〇

オガールディベロップメンツ合同会社

代表社員　岡崎　正信

取消公告

令和八年十月二十日（号外第二三〇号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

令和八年十月二十九日

岐阜県高山市西之一色町二丁目五〇番地

（甲）株式会社村尾製材所

代表取締役　宮田　力

岐阜県高山市西之一色町二丁目五〇番地

（乙）富山建材株式会社

代表取締役　宮田　力

正誤

ページ	段	行	誤	正
八四	八五	第十一条表中改正後欄終りから五行	第百九十三号	第百九十五号
〃	〃	第十一条表中改正後欄	第百九十三号	第百九十五号

（原稿誤り）